

いじめ重大事態に関する調査委員会

報 告 書

平成29年7月 21 日

調査委員会委員名簿

委員長 平田幹夫 (ひらたみきお)	琉球大学教育学部 教授
委員 丹野清彦 (たんのきよひこ)	琉球大学教職大学院 教授
委員 渡名喜興安 (となきこうあん)	沖縄県警 OB (元沖縄署少年課課長)
委員 平山篤史 (ひらやまあつし)	沖縄国際大学 准教授 (臨床心理士)
委員 太田久美子 (おおたくみこ)	NPO ネットいじめパトロール隊副代表

調査委員会審議経過

第1回調査委員会	日時：平成29年2月22日(水) 18:00~22:00 場所：教育委員会会議室 <input type="checkbox"/> 委嘱状交付 <input type="checkbox"/> 方針確認 <input type="checkbox"/> 1月事案について事実確認
第2回調査委員会	日時：平成29年3月1日(水) 18:15~21:30 場所：教育委員会会議室 <input type="checkbox"/> 1月事案・5月事案・体罰事案についての事実確認
第3回調査委員会	日時：平成29年3月8日(水) 18:30~21:00 場所：当該中学校 <input type="checkbox"/> 被害生徒保護者より聞き取り <input type="checkbox"/> 委員意見交換
第4回調査委員会	日時：平成29年3月15日(水) 18:30~21:20 場所：教育委員会会議室 <input type="checkbox"/> 重大事態及び調査委員会設置の経緯 <input type="checkbox"/> 論点整理
委員長・事務局調整	日時：平成29年3月22日(水) 15:00~17:30 場所：琉球大学教育学部附属教育実践総合センター <input type="checkbox"/> 報告書のまとめ
中間報告書提出	平成29年3月23日(木) 臨時教育委員会会議
記者会見	平成29年3月24日(金) コザしんきんスタジアム会議室
第5回調査委員会	日時：平成29年4月27日(水) 18:30~22:00 場所：教育委員会会議室 <input type="checkbox"/> 重大事態への対応マニュアル等検討、アンケート項目検討
第6回調査委員会	日時：平成29年5月19日(金) 18:30~22:00 場所：教育委員会会議室 <input type="checkbox"/> 重大事態への対応マニュアル等検討

第7回調査委員会	<p>日時：平成29年6月2日（金）18:30～22:00</p> <p>場所：教育委員会会議室</p> <p><input type="checkbox"/>当該中学校の取り組み中間報告、アンケート結果の分析等</p>
委員長・事務局調整	<p>日時：平成29年6月22日（木）13:30～15:30</p> <p>場所：琉球大学教育学部附属教育実践総合センター</p> <p><input type="checkbox"/>最終報告書作成資料等の調整</p>
第8回調査委員会	<p>日時：平成29年6月30日（金）18:30～22:00</p> <p>場所：教育委員会会議室</p> <p><input type="checkbox"/>当該中学校・市教育委員会の取り組み報告</p>
最終報告書提出	<p>平成29年7月21日（金）</p> <p>教育長へ調査結果報告</p>

はじめに	1
I 調査結果の概要	2
II 調査結果の詳細	8
1. いじめ重大事態の概要と経緯	8
(1) 調査委員会設置の経緯	
(2) 5月事案の概要	
(3) 1月事案の概要	
(4) いじめ重大事態としての認識について	
2. いじめ重大事態の特徴について	9
(1) いじめを動画に撮る生徒の特徴	
(2) いじめ重大事態における仲間関係	
(3) 保護者、教育委員会の対応、連携	
3. いじめ重大事態への対応における問題点	11
(1) 初期対応の在り方	
1) 本事案についての認識	
2) いじめ暴行動画拡散への危機感と対応	
3) 学校職員間の情報共有・情報集約の在り方	
4) 保護者への情報提供の在り方	
5) 学校と教育委員会の対応、連携の在り方	
6) 警察及び専門部署との連携	
7) 報道機関への対応の在り方	
(2) 被害生徒及び被害生徒の保護者への支援及び指導	
1) 被害生徒のメンタル的な支援について	
2) 被害生徒の保護者へのメンタル的な支援について	
3) 加害生徒への指導	
4) 加害生徒保護者への対応	
5) 保護者会（全体会）の持ち方	
(3) 体罰事案について	
4. 中間報告における提言	15
(1) 「重大事態」への対応マニュアルの作成	
(2) 学校におけるネット環境の整備	
(3) 教職員への研修・スキルアップ	
(4) 保護者及び地域との連携	
(5) 実態把握のための調査	
(6) ネット関連の相談窓口の設置	

5. 中間報告を受けての市教育委員会の取り組み	16
(1) 沖縄市における「重大事態」の捉え	
(2) いじめ重大事態における動画等の拡散対応マニュアルの作成	
(3) 教職員の研修・スキルアップ	
(4) スマホ・keitai電話に関するアンケート調査	
(5) ネット関連の談窓口の設置	
(6) 学校におけるネット環境の整備	
(7) いじめ問題専門委員会の設置	
(8) スマホ・keitai電話会社との連携	
6. 中間報告を受けての当該中学校の取り組み	20
7. 当該中学校の取り組みに対する調査委員会のコメント	22
8. 体罰に関する市教育委員会としての取り組み	23
資 料	24
資料1 いじめ防止に対する基本的姿勢	25
資料2 いじめ動画等拡散対応マニュアル（学校と教育委員会の連携）	28
資料3 いじめ動画等の拡散防止対応マニュアル（学校の対応）	29
資料4 重大事態発生時における チェックリスト	31
1. 動画・静止画等のネット拡散対応マニュアル	
2. 暴力行為発生時対応チェックリスト	
3. いじめ重大事態における不登校児童生徒への対応チェックリスト	
資料5 いじめ重大事態防止学校支援計画	33
資料6 スマホ・keitai電話に関するアンケート結果（当該中学校）	34
資料7 スマホ・keitai電話に関するアンケート結果（沖縄市全体：中学校）	36
資料8 スマホ・keitai電話に関するアンケート結果（沖縄市全体：小学校）	38
資料9 スマホ・keitai電話に関するアンケート結果（沖縄市全体）	40
資料10 今回の事案の主な問題点について（再掲）	42

はじめに

調査委員長 平田幹夫

沖縄市内の当該中学校で平成 28 年 5 月と平成 29 年 1 月に一人の生徒に対して一方的に暴力を振るい、その様子をスマホ・ケイタイ電話で撮った動画が 5 月事案のように一部の生徒のライングループで共有したいじめ重大事態、また 1 月事案のようにいじめ動画が SNS にアップされインターネット上で拡散し炎上し、被害生徒及び加害生徒の基本的な人権が侵される結果となった。今、現在でも拡散した動画等は完全に削除できない状況にある。

沖縄市教育委員会に「いじめ重大事態に関する調査委員会」が設置され、5 名の委員が任命された。調査委員会は中立の立場で調査を行い、調査結果に対して責任を負うことを前提に委員の氏名を公表した。

調査委員会では、4 回の審議で 2 事案のいじめ重大事態の事実確認となぜその様なことが起こったのか、課題は何かについて審議し中間報告を 3 月 23 日に行った。

その後の審議は、中間報告の提言を受け、二度とそのようなことが起こらないようにするための対応策を学校及び市教育委員会と調査委員会の三者が連携し取り組んだ。学校は校長のリーダーシップのもと、学級経営、生徒会活動、部活動、保護者、地域と様々な連携協力しながら、いじめの無い一人ひとりの生徒が「学校は楽しい」と感じることができる学校を目指して取り組んでいる。特に被害生徒、加害生徒に対して、管理職が率先して学級担任、学年主任、学年の生徒指導担当、生徒指導主任と連携協力しながら、進路指導を中心に支援シート等を活用しながら支援及び指導を行っている。

今回、初めて実施したスマホ・ケイタイ電話に関するアンケート調査でも示されているように、当該中学校生徒の 70% の生徒がスマホ・ケイタイ電話を所持し、スマホ・ケイタイ電話をとおして、いじめ等の被害にあったことがある生徒が 12 名いることが明らかになった。今後、いじめ重大事態が益々増加していく可能性がある。今回、市教育委員会は今回のような重大事態に迅速に適切な初期対応ができるようにするために様々な対応マニュアル及びチェックリスト等の整備を行った（資料を参照）。今回の重大事態に対する市教育委員会取り組みは、他市町村の参考になるものと確信している。

今後、市教育委員会が積極的に校長・教頭、教員一人ひとりの危機管理意識と危機管理対応能力を高める実践的研修会を行うことを切望する。

最後に、今回のようないじめ重大事態を含めた生徒指導上の事案が起こらないようにするための最善策は、生徒一人ひとりにとって学校が楽しいと感じるような学級経営及び教科経営、部活動経営を全ての教員が目指して、日々研鑽していくことを期待したい。

I 調査結果の概要

沖縄市内の中学校におけるいじめ・暴行及びいじめ・暴行動画のインターネットでの拡散に関して「いじめ重大事態に関する調査委員会」が、「沖縄市いじめ重大事態に関する設置要綱」に基づいて平成 29 年 2 月 22 日に沖縄市教育委員会に設置され、5 名の委員が任命された。

本調査委員会では、①平成 28 年 5 月に起こった暴行及びいじめ動画拡散事案（以後：5 月事案）と②平成 29 年 1 月に起こった暴行及び動画拡散事案（以後：1 月事案）に関して、学校及び市教育委員会、被害生徒の保護者から聞き取り調査を行った。本調査委員会では、4 回の審議を経て、1 月事案、5 月事案のいずれもいじめ重大事態であると結論づけ、3 月 23 日に 2 事案の中間報告を行った。

5 月事案では、被害生徒の親族がラインでいじめ動画を共有している生徒を呼び出し、いじめ動画をその場で削除させた。この迅速な初期対応が、インターネット上での動画の拡散を未然に防ぐことができた。一方で学校側は、被害生徒の保護者・叔父が来校しいじめ動画を見せられた時点において、いじめ重大事態であるという認識を持っていなかった。それは、当該中学校の生徒が被害者であり、他校の生徒が加害者であったこと、被害生徒の保護者から被害届が警察に出されていたことなどから学校の指導の手を離れたと認識したことが原因である。

そのことによって、関係生徒に対する十分な指導がなされず、5 月事案でいじめ動画を撮った生徒が再び 1 月事案でもいじめ動画を撮る結果となった。

また、生徒間で日常的に行われていた「スパーリング」「けんか」と称した暴力行為の遊びが、いじめ重大事態に発展していく可能性を学校側が予見できていれば、1 月事案を防ぐことができた可能性がある。

また、当該学年以外の教員がいじめ動画を見ていなかったこと、PTA 役員への説明がなかったこと、保護者説明会が行われなかったことは、学校の危機管理体制の在り方を再検討する必要がある。1 月事案の保護者説明会の時に、5 月事案の被害生徒の保護者から、「学校は 5 月事案のことを隠蔽しているのではないか」との発言があった。被害生徒の保護者から疑われても仕方がないことだった。

5 月事案に関しては、学校も市教育委員会もいじめ重大事態であるという認識を持っていなかったため、市教育委員会から学校への適切な指導は行われなかった。

次に 5 月事案の 8 ヶ月後に起こった 1 月事案では、撮影されたいじめ動画は短時間でグループライン 17 名とその他 2 名の計 19 名の生徒がいじめ動画を共有することになった。生徒指導主任が関係生徒のグループラインに保存されて

いる動画を削除させたが、既にインターネットに動画が投稿され拡散していた。

拡散したいじめ動画は不特定多数の人の目にとまり、被害生徒及び加害生徒の基本的な人権が侵される状況になった。実際に加害生徒の氏名、住所がネット上に投稿され、「自分が懲らしめてやる」との電話が学校にあつたり、加害生徒を脅迫するような内容の投稿がインターネット上に掲載され、今後、加害生徒が身も知らない第三者からいじめの被害に遭う可能性もあった。

現段階においては、サイト管理者がいじめ動画を削除したとしても、完全に削除することは不可能だと言われている。そのような状況の中で、被害生徒及び被害生徒の保護者の精神的苦痛が再び蘇ることは否定できない。故に学校及び市教育委員会は、多忙な中でもできる範囲内で、継続的にインターネット上の本事案に関する動画等の掲載の有無を確認し、掲載されている場合には、サイト管理者に対して削除要請を行うなどの取り組みを行う必要がある。

また、5月事案と1月事案の被害生徒の保護者の面談を通して、いじめ動画を見た保護者がどれだけ大きな心の傷を負ってしまったかが明らかになった。そのことを学校及び市教育委員会が真摯に受け止め、被害生徒及び被害生徒の保護者に対する支援と加害生徒・保護者への指導に生かしていかなければならない。

2つの事案の調査結果から言えることは、5月事案の際に当該中学校校長及び教職員が危機感を持って対応していれば、また市教育委員会がいじめ重大事態ととらえ危機感を持って学校への適切な指示がなされていれば、1月事案は未然に防げた可能性があった。しかし、その時々において学校及び市教育委員会が真剣にこの問題に取り組んでいたことを否定するものではない。

本調査委員会は5月事案と1月事案の調査結果を、3月23日に中間報告書として取りまとめた。その中で本事案のようなことが二度と起こらないようにするために、市教育委員会に対して、次のような提言を行った。

中間報告における提言

- (1) 「重大事態」への対応マニュアルの作成
- (2) 学校におけるネット環境の整備
- (3) いじめ重大事態に関する教職員へのスキルアップ研修
- (4) 学校と保護者及び地域との連携
- (5) スマホ・携帯電話の実態把握
- (6) ネット関連の相談窓口の設置

調査委員会はいじめ重大事態に関する中間報告後の4回の審議において、二度と本事案のようなことが起こらないようにするために、市教育委員会と学校が連携しながら、それぞれの立場で具体的に何を行えばいいのかを審議し取り組んできた。

< 市教育委員会の中間報告後の取り組み >

(1) いじめ重大事態の再定義（資料1）

市教育委員会では本事案を受けて、これまでの「いじめ防止対策推進法第28条」で定義されているいじめ重大事態の2項目に新たな2項目を追加し、重大事態の判断が迅速に行われるようにした。

- 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき。
- いじめやいじめに関連する行為の静止画や動画等がインターネット上にアップされ拡散し、不特定多数の者が閲覧できる状態になることで当該児童生徒へ重大な人権侵害を及ぼしたりその可能性があるとき。

(2) いじめ重大事態における動画等の拡散対応マニュアルの作成

学校及び市教育委員会が、いじめ重大事態における迅速な危機管理対応ができるように様々な対応マニュアルの作成を行った。

○いじめ動画等拡散対応マニュアル —学校と教育委員会の連携— 資料2

○いじめ動画等の拡散防止対応マニュアル（学校の対応） 資料3

○重大事態発生時における チェックリスト 資料4

1. 動画・静止画等のネット拡散対応マニュアル

2. 暴力行為発生時対応チェックリスト

3. いじめ重大事態における不登校児童生徒への対応チェックリスト

○いじめ重大事態防止学校支援計画 資料5

(3) 教職員の危機管理研修・スキルアップ

本年度は生徒指導主任を対象にした研修会の中で、いじめ重大事態に対する危機管理の内容が年間を通して計画的に行われている。しかし、研修内容の更なる充実が求められる。また、多忙な学校現場の状況において、研修時間の確保や研修対象者をいかに広げていくかが課題である。

今後、市教育委員会及び学校は、重大事態がいつ起こってもそれに迅速に対応できるように、管理職及び教員の危機管理意識及び危機管理対応のスキルを高めるための下記の①、②、③の研修会を毎年できるだけ早い時期に行うことができるように努めるべきである。

① 校長・教頭を対象とした実践的研修会

② 教務主任・生徒指導主任・学年主任を対象とした実践的研修

③ 各学校での実践的研修会

(4) スマホ・ケイタイ電話に関するアンケート調査（資料参照）

市教育委員会及び当該中学校は、生徒のスマホ・ケイタイ電話に関して実態把握をするためのアンケート調査をこれまで実施してこなかった。中間報告の提言を受け6月に沖縄市内の小学校16校（4年・5年・6年の4,473名）、中学校8校（1年・2年・3年の4,474名）の児童生徒を対象にアンケート調査を行った。その結果の詳細については、資料6、資料7、資料8、資料9を参照。

ここでは、当該中学校のアンケート結果の一部について述べる。

- ・スマホ・ケイタイ電話を持っている生徒は、506名で70%を占めている。
- ・スマホ・ケイタイ電話の使い方について家族でルールを決めている生徒は、253名で50.7%に止まっている。
- ・グループラインなどで嫌な思いをしたことがある生徒は、51名で全体の7%を占めている。
- ・ラインで友だちの悪口などを見たことがある生徒は、140名で全体の19.4%を占めている。
- ・スマホ・ケイタイ電話をとおして、いじめ等の被害にあったことがある生徒は、12名で全体の1.7%を占め、1年生で7名、2年生で6名、3年生で2名となっている。
- ・スマホ・ケイタイ電話のトラブルに巻き込まれたときに相談する相手は、親兄弟が422名で全体の57%、次に友だちが228名で全体の30.8%。それに対して教師に相談する生徒は、30名で全体の4.0%にしか過ぎない。

(5) ネット関連の相談窓口の設置

沖縄市立教育研究所の教育相談において、ネットによるいじめ相談にも対応できるよう関係課と連携し整備を図っていく計画である。

(6) 学校におけるネット環境の整備

市内の小中学校では、インターネット検索に関して厳しいセキュリティーがかかっているため、教職員は自由にインターネット検索ができないため、教職員は個人のスマホ・ケイタイ電話等を使用していじめ動画等の確認を行っている。この状況を改善するために市教育委員会は、市立教育研究所のPCサポートインストラクターを活用したネットパトロールができる環境の整備を進めているところである。しかし、この方法だと学校、市教育委員会、市教育研究所の連携を迅速に行うことは難しい。このような環境の中で、インターネットを介した生徒指導上の問題に迅速に対応することには限界がある。

- (7) いじめ重大事態に対応するために、教育委員会に「いじめ問題専門委員会」が、本年度の7月から常設の委員会として設置されることになった。今後はいじめ重大事態に対して迅速な対応ができると思われる。

(8) スマホ・ケータイ電話会社との連携

スマホ・ケータイ電話を保護者が契約する時に、携帯電話ショップの担当者がいじめ動画等の SNS 等への投稿等の法に触れる恐れのあるスマホ・ケータイ電話の使用をしてはいけないことを必ず説明をすることが重要である。この件に関しては、市教育委員会は県教育委員会と連携し全てのスマホ・ケータイ電話会社と連携ができるように早急に取り組む必要がある。

<当該中学校の中間報告後の取り組み>

当該中学校は、調査委員会の中間報告の提言を受け、いじめ及び重大事態が二度と起こらないようにするために、新年度から学校長のリーダーシップのもと、学級経営、生徒会活動、部活動、保護者、地域等において様々な連携協力しながらいじめの無い、一人ひとりの生徒が「学校は楽しい」と感じることができるように取り組んでいる。また、被害生徒、加害生徒に対して、学級担任、学年主任、学年の生徒指導担当、生徒指導主任が連携協力しながら、進路指導を中心に支援シート等を活用しつつ支援及び指導を行っている。更に校長・教頭も教員任せでは無く、支援シートの活用状況や支援の状況の確認を定期的の確認しながら、職員と共にきめ細やかな対応を行っている。

一方で、当該中学校のアンケート調査でスマホ・ケータイ電話の所持率が70%、スマホ・ケータイ電話をとおしていじめ等の被害にあったことがある生徒が12名いる。本事案のようなことがいつ起こるかわからない状況にある。一方で当該中学校の教職員間で、スマホ・ケータイ電話を介したいじめ動画の拡散に対する危機意識や危険予見能力に差があることが指摘されている。故に教職員の危機意識及び危機管理能力を高めるような実践的研修会を毎年早い時期に行うことが必要である。

また、生徒に対する情報モラル教育を外部の講師に頼るのではなく、管理職を含めたすべての教職員が指導できなければならない。そのためには、効果的にプレゼンテーションができる教材（パワーポイント教材やリーフレット）の作成を市教育委員会と連携して作成する必要がある。

本事案のようなことが二度と起こらないようにするために、現在、当該中学校が行っている取り組みを全教職員が一丸となって継続的に取り組んでいくことが重要である。また、学校で起こっている様々なこと（良いことも悪いことも）に対して、保護者及び地域に対して常にオープンにし、連携を密にして生徒・教師・保護者・地域が共に誇れる学校になることを期待したい。

<今後に向けた調査委員会としての提言>

最後に市教育委員会と当該中学校の取り組みを踏まえて、調査委員会として2つのことを提言したい。

- ① これまでのいじめ被害生徒の物理的苦痛と精神的苦痛に加えて、更に精神的苦痛がインターネットを介して継続的に与えられる新たないじめの形態が今後益々増えていくことが予想される。そのことに対して危機感をもって対応できることが、市教育委員会及び学校の教職員一人ひとりに求められる。
- ② 今回のようないじめ重大事態を含めた生徒指導上の事案、教師による体罰問題が起こらないようにするための最善策は、生徒一人ひとりにとって学校が楽しいと感じるような学級経営、教科経営、部活動経営を全ての教職員が目指し、日々研鑽していくことを期待したい。

Ⅱ 調査結果の詳細

1. いじめ重大事態の概要と経緯

(1) 調査委員会設置の経緯

当該中学校で5月事案と同様なことが再び起こったにもかかわらず、当初、市教育委員会は調査委員会を当該中学校に設置する方向で検討していたことは、いじめ重大事態に対する市教育委員会の認識の甘さがあった。その後、1月事案がネット上で拡散しマスコミ等に取り上げられる中で、文部科学省からの助言を受け調査委員会を当該中学校から市教育委員会に設置することを決定した。市教育委員会のいじめ重大事態調査委員会の設置に関しては、いじめ重大事態が起こってから調査委員の人選を行い調査委員会を立ち上げたところに問題があった。今後は常設の調査委員会を設置し、迅速な調査が行われるような体制づくりを行う必要がある。

(2) 5月事案の概要

発生日時：平成28年5月11日（水）放課後

発生場所：市内明道公園

判明経緯：5月30日（月）13時頃、被害生徒の両親・叔父が来校し本件について報告があった。被害生徒が殴られている画像がタイムライン等で出回っていることを叔父が知人から聞き、被害生徒の保護者に連絡し判明。

概要：

5月11日（水）放課後、生徒4名が一緒に遊んでいる時に、1名の携帯に生徒A（他市町村中学校）から連絡があり、生徒B（被害生徒）と一緒にいることを知った生徒Aが、生徒C（他市町村中学校）、D（市内他校）と共に明道公園に合流。電話やラインを無視したという理由で、「けんか」を名目に一方的に暴行する。取り巻きの4名の内の2名が動画撮影を行う。

(3) 1月事案の概要

発生日時：平成29年1月20日（金）放課後4時頃

発生場所：学校横裏山

判明期日：平成29年1月25日（水）、14時頃

判明経緯：動画撮影を行った生徒より学級担任への相談にて判明

概要：

生徒E（被害生徒）が「最近調子に乗っている」ということで、生徒F（加害生徒）が生徒Eを学校帰りに呼び出し、他の生徒7名のメンバーと学校横の裏山に移動。最初、生徒Fが生徒Eに殴ってくるように促すが、生徒Eは手を出さず生徒Fに一方

的に殴られる。その際、生徒 F が暴行の様子を撮るように取り巻き 2 名に指示し、撮影させる。スマホは生徒 F と取り巻き 1 名のものであった。周りの生徒はいじめ場面を時折笑い声をあげながら見ている。一方的に生徒 F が殴っていたため、途中で取り巻きの一人が生徒 F を制止した。動画を撮影した生徒が学級内のラインにいじめ動画を送る。生徒 F も数名の友だちにラインでいじめ動画を送る。その後いじめ動画がネット上で拡散し「炎上」した。

(4) いじめ重大事態としての認識について

1) 5 月事案における重大事態の認識

5 月事案においては、学校も市教育委員会も下記の理由により重大事態と捉えることができなかつたと考えられる。

- ① 加害生徒が他市町村中学校の生徒であったことによって、加害生徒の指導を加害生徒の通学している学校側に任せてしまったこと。
- ② 被害生徒の保護者が警察に被害届を出したことによって、学校は当事者意識が薄れ重大事態であるという認識ができなかつた。
- ③ 被害生徒が発生直後からもしばらく登校をしていたため、いじめられたことが原因で欠席しているという考えには至らなかつた。
- ④ 被害生徒の 9 月からの欠席も、別のトラブルが原因で、いじめられたことが原因ではないという見方をしていた。
- ⑤ 学校が重大事態であるという認識がなかつたため市教育委員会も学校側からの報告を元に、いじめ重大事態が起こったという認識を持つことができなかつた。

2) 1 月事案における重大事態の認識について

市教育委員会は学校からの緊急第一報により「重大ないじめ」「重大な暴行事件」「ネット拡散による重大な人権侵害」が発生しているとの認識を持つが、初期段階において学校と市教育委員会の連携が十分ではなかつたり、マスコミ等に対して文書による説明ではなく、口答による説明を行ったため誤解を招く報道がなされたり、インターネットでいじめ動画を見た一般の方からメールや電話による抗議が殺到し、その対応で学校現場は混乱状態に陥った。途中から市教育委員会の指導主事 1 名と職員 1 名が学校に出向きその対応に当たった。

2. いじめ重大事態の特徴について

(1) いじめを動画に撮る生徒の特徴

小中学生にとってスマホ・携帯電話の使用料金が手頃になり、所持率もかなり高くなってきている。

また、スマホ・携帯電話の契約をしなくても保護者等のお下がりスマホ・携帯電話があれば、無料アプリライン等を活用するとWiFi環境の中で、通信使用料無料で無制限に通話及びメールや撮影した動画などを共有することもできる。1月事案のように、共有された動画をライングループの一人でもインターネット上にアップすると、それが短時間で拡散していく状況にある。当該中学校におけるスマホ・携帯電話の所持率が70%であることを鑑みたとき、本事案のような人権を著しく侵害することが今後更に増えていくことが予想される。

5月事案、1月事案のいじめ重大事態において共通することは、いじめる生徒、取り巻いてはやし立てる生徒、いじめ場面をスマホ・携帯電話で動画に撮る生徒ときちんと役割分担がなされていることである。そして、撮ったいじめ動画をラインで共有し楽しんでいる生徒の姿である。いじめられている場面を見て可哀想という感覚ではなく、テレビのワンシーンでも見ているような感覚である。取り巻きの生徒は、日頃は仲間である友だちが一方的に暴力を振るわれている姿を見て笑いこけている。

(2) いじめ重大事態における仲間関係

5月事案、1月事案はともに一人の生徒を公園に連れ出し、5月事案では5人の生徒、1月事案では7人の生徒が周囲を囲み、特定の一人の生徒が一方的に暴力を振っていた。一方、取り巻きの生徒は直接手を出していないので、自分たちがいじめに荷担しているという認識を持っていなかった。また、取り巻きの生徒の保護者の中には、暴力をせずただ見ていただけなので、いじめに荷担したことにはならないと学校側に対して不信感を持っている保護者もいた。このことに対して、学校はあらゆる機会において保護者の理解を求める努力をしなければならない。

今回の二つの事案に関して生徒のグループは、学校の中でも地域でも仲良しグループとみられていた。被害者の保護者によると、放課後も家に入出入りし、時には一緒に夕食を食べることもあり、被害者の保護者からすると今回の事案は今でも信じられないようである。被害生徒及び被害生徒の保護者に強い心理的なダメージを与えたことは保護者からの面談からも明らかである。このような仲間関係においていじめが起こることは多々あることである。

(3) 保護者、教育委員会の対応、連携

両事案に共通している特徴は、初期対応の時点で学校が被害生徒の保護者の意向を重視しすぎたために迅速な対応ができなかった部分である。被害生徒の保護者の気持ちに寄り添いながらも、もっと積極的に協力依頼を行うことが必要であった。

5月事案においては、警察へ被害届を出す保護者の意向を聞いて「自分たちの手の届く範囲の事件ではないと感じた」と学校側は語っている。そのことが重大事態としての認識に基づいた対応に至らなかった一要因と考えられる。

1月事案においても、緊急保護者会の開催や謝罪の場の設定について保護者の意向を尊重するあまり、結果として対応の遅れを招いている。被害生徒の保護者の意向を受け止めつつも、学校は保護者の理解を求め迅速に対応する必要があった。

今回のいじめ動画や個人情報がインターネット上でアップされた場合の対応については、学校だけで解決しようとしたり、教育委員会が学校に対応を任せるようなことは避けるべきである。教育委員会主導の下に、学校及び警察、ネット運営サイト等の関係機関等と連携をとり、削除に向けて迅速に取り組む必要がある。その際に、インターネット上にアップされた画像等の個人情報が拡散していくことを最小限に止める対応ができるように、インターネット上の問題解決のためのわかりやすいマニュアルの作成を行うことが必要である。

3. いじめ重大事態への対応における問題点

(1) 初期対応の在り方

1) 本事案についての認識

最初に起こった5月事案について、学校はいじめ防止対策推進法に基づく「重大事態」であると速やかに判断し、迅速に対応できなかったことが、1月事案が起こった際の迅速な初期対応ができなかったことと関連している。5月事案を重大事態として捉え、学校・教育委員会が危機感を共有し、関係生徒、保護者からより丁寧な聞き取りを行うことができているならば、生徒間で行われていた一連の遊びの中での暴力行為、動画撮影に対して適切な指導がなされ、1月事案を未然に防ぐことができた可能性がある。

1月事案における「重大事態」に関する市教育委員会の判断は、比較的速やかに行われていたが、その後の対応において様々な課題が残った。学校・教育委員会から、報道機関に対してのコメントが、適切で誤解のないような表現となっていなかったことは、その後の対応に大きな混乱をもたらす結果となった。また、調査委員会の設置など、いじめ防止基本方針に基づいた対応への遅れがあったことも否めない。「重大事態」の判断と同時に調査委員会の設置を視野に入れた対応（報道機関への説明や手続きの検討など）を進める必要があった。

2) いじめ暴行動画拡散への危機感と対応

5月事案の動画については、グループラインからインターネットにアップされる前に、被害生徒の従兄が加害生徒を集め、削除させたことによって大きく拡散することを防ぐことができた。この時点でいじめ動画のラインでの共有が、今後どのような影響を及ぼすことになるかの危機感が、学校及び市教育委員会にはさほどなかったと考える。

しかし、1月事案においては、学校がいじめ動画の存在を知った時にはラインを介してインターネット上で既にいじめ動画が拡散していた。学校及び市教育委員会

は保護者及び関係機関と連携し、サイト運営会社にいじめ動画の削除要請を行うが、いじめ動画の削除を完全に行うことはできなかった。いったんインターネット上に投稿された写真や動画等の個人情報、どんどんコピーされ完全に消すことはできない。故に、迅速な初期対応がいかに重要であるかがわかる。

学校及び市教育委員会は、保護者及び児童生徒に対してスマホ・ケイタイ電話等でのインターネットへの投稿がいかに個人の基本的な人権を侵す危険なものであるかを認識させる取り組みが求められる。

3) 学校職員間の情報共有の在り方

学校及び市教育委員会のいじめ暴行動画拡散への初期対応が遅れ、深刻な事態に至った今回の事案から、学校職員間の情報共有の重要性を理解し、確認する必要がある。各担当責任者に任せるのではなく、全学校職員が全生徒の基本的な人権保護の責任を有しているという意識の下、生徒と保護者の心のケア、情報共有により拡散動画を早期に発見し削除につなげることが重要である。児童・生徒だけではなく保護者、学校職員が、ネットトラブルに関して些細なことでも相談できるような環境をつくることが重要である。

学校職員は、気に掛かるネットトラブルに対して「いつ時点のものか」「複数の情報源から確認できるものか」「相談した相手が他にいるのか」「発見時刻等」を記録する習慣を身に付け、対応の在り方を検討し、継続して取り組むべきことは何かなどについて確認する。収集した動画や個人情報等に関する内容については、その取扱いに十分な注意が必要であることなど、全教職員の共通理解の下に、一貫した指導が必要である。これからの役割分担を踏まえ、担任、生徒指導主任、スクールカウンセラー、専門部署と密に連携をとりながら対応し、組織的に速やかな対応の実現に繋げていく必要がある。

4) 保護者への情報提供の在り方

5月事案が起こった時に学校は、被害生徒の保護者の意向も尊重しつつ説得して、全保護者を対象にした保護者説明会を開くべきであった。5月事案ではライングループで共有されたが、幸いにもインターネット上に投稿されていなかったために拡散を防ぎ、完全に動画を削除することができた。子ども達をインターネット上のトラブルから守り、情報モラルを身に付けさせるためには、スマホ・ケイタイ電話等の危険な使用方法の事例等について、いかに児童生徒や保護者と情報を共有し、事あるごとに考えさせる必要がある。その様な機会をつくることができるのは学校である。更に、携帯電話やスマホを所持させる場合には、情報モラルを参考に、あらかじめ各家庭でスマホ・ケイタイ電話等の使用についてのルールを定めることが望まれる。

5) 学校と教育委員会の対応、連携の在り方

行政（教育委員会内）に被害者、加害者の生徒または保護者から削除依頼を受理した場合に必要な関係機関と連携し対応できる担当者を置くことが必要である。

学校・教育委員会は、インターネット上のトラブルが発生した際の情報の伝達経路、指導等のマニュアルの整備が必要である。

6) 警察及び専門部署との連携

今回の事案の初期段階において、学校及び市教育委員会は、動画削除依頼に関して、どこにどのように依頼すればいいのかの手続きの把握が十分なされていなかった。5月事案に関しては、保護者が警察に被害届を提出。1月事案に関しては、いじめに関しては警察対応、しかし、動画削除に関しては本人及び保護者が法務局の人権擁護課を通して、サイト管理者に削除依頼をする等の手続きについて学校及び教育委員会は十分に把握する必要がある。学校及び市教育委員会、保護者、警察、関係機関が連携し迅速な対応を行うことが必要である。

7) 報道機関への対応の在り方

学校及び市教育委員会は、被害生徒及び保護者の立場に立ち、事案に対する統一した見解をもとに対応する必要がある。その際、誤解を招くような言い回しは避けるべきである。また、学校現場での報道機関等の取材は、学習の場であることを鑑みて教育委員会に取材窓口を一本化すべきである。本件の場合、マスコミの取材に対し、「いじめでないとの認識」と受け取られるような発言が混乱を招いた。その様なことが今後ないようにするためには、発表内容を口答ではなく文書にし、曖昧な表現を避け直接的な表現をする必要がある。

いじめ動画がいじめ重大事態であると認識した時点、また、インターネット上に投稿され炎上している状況を確認した時点において、被害生徒や他の生徒が不安に陥ったり動揺しないようにマスコミにどのように対応すればいいのかという危機管理が十分なされていなかった。特に1月事案においては、学校長の発言と教育委員会の発言が異なるように受け取られるような報道がなされた。マスコミ等への発表は書面にして、それを読み上げ発表することで誤解を招かないことになる。また、マスコミ等の取材に対しては、学校と市教育委員会が常に同席して行うことが重要である。

(2) 被害生徒及び被害生徒の保護者への支援及び指導

1) 被害生徒のメンタル的な支援について

5月事案の被害生徒は、いじめ暴力を受けたこと及びそれを動画に撮られていたことを保護者及び学校には報告していなかった。いじめを受けた5月11日から5月30日まで普通に登校していた。その後欠席が続いたが、9月1日から9月5日の期間は登校する。しかし、9月6日から1月16日の約4ヶ月半の期間欠席。友

人の支援もあり1月17日からは登校している。欠席している期間、学級担任及び生徒指導教諭は家庭訪問を行ったり電話連絡行ったりして被害生徒の状況把握とメンタル支援を行っていた。調査委員会が行った保護者面談で、学校側がまめに連絡してくれることに対して保護者は肯定的に捉えていた。

2) 被害生徒の保護者のメンタル的な支援について

被害者の保護者の面談を通して、被害生徒の保護者の悲しみ・苦しみ・怒りが十分に癒やされていないことが明らかになった。学校及び市教育委員会は、被害生徒の保護者の思いを強く受け止め、加害生徒及びその保護者が、被害生徒及び被害生徒の保護者の心情をくみ取ることができるような指導が必要であった。被害生徒に対する心のケアに対しては、県からスクールカウンセラーが緊急配置されるなど学校及び市教育委員会も対応しているが、被害生徒の保護者に対するケアは十分になされていない。今後の課題である。

3) 加害生徒への指導

学校は加害生徒が、仲間の一人に対して、なぜ今回のような暴力を一方的に行ったのか、なぜ、取り巻きの生徒がそれを止めずに楽しんでみていたのか、いじめの様子を動画に撮ったのか等について、スクールカウンセラーと関係職員が連携をとりながら少しずつ明らかにし対応していくことが必要である。被害生徒及び被害生徒の保護者の悲しみ・苦しみ・怒り等の気持ちを十分に理解できるような指導を継続的に行う必要がある。

4) 加害生徒保護者への対応

学校側と加害生徒の保護者との話し合いが十分になされているとはいえない。加害生徒の保護者に対する被害生徒の保護者の不信感は大い。そのことが被害生徒の保護者の怒りや悲しみ・苦しみを軽減できないことと関連がある。加害生徒の保護者の中に、直接暴力を加えたわけではなく、周りで傍観していただけという意識や、事の重大さを十分認識できていない方もいるのではないかと危惧される。

そのような保護者に対して、学校は事の重大さを伝える努力をしているが、加害生徒の保護者には十分に伝わっているとは言えない。今後、どのように伝えていけばいいのかが課題である。

5) 保護者会（全体会）の持ち方

5月事案においては、加害者の保護者、被害者の保護者、学校、教育委員会内での対応に止まっている。学校側及び教育委員会にいじめ重大事態との捉えがあったならば、被害生徒の保護者を説得して、緊急の全体保護者会を行うべきであった。そのことによって、1月事案の同様ないじめ重大事態を予防できたかもしれない。1月事案については、全体保護者会を持ったが、5月事案に関しては重大事態であるとの認識がなかったため、対応に一貫性が欠け、5月事案の被害生徒の保護者の不信感をかうことにつながった。

保護者及び地域と連携し、いじめの無い学校づくりを行うためには、学校は生徒や保護者の個人情報に留意しながらできるだけの情報公開を行うことが必要である。

(3) 体罰事案について

発生日時：平成28年6月24日（金）部活動中（18:00）

発生場所：当該中学校運動場

事案の把握：

被害生徒、保護者が来校し、校長、教頭へ体罰があったことについて話があった。「部活動顧問の体罰がある。子どもが悔しい思いをしており、その気持ちを直接校長へ説明したい」旨の話があった。

概要：

- 1) 体罰に至った理由:部活動において指導に従わないことが続き、感情的になり体罰を行った。
顔（平手：1）・肩（パンチ：4～5）・倒れた際に額あたりを蹴った（1回）生徒の髪の毛を掴んで起こし、腹部（パンチ1回）の体罰を行った。その際に、生徒の奥歯の1本の一部が欠けた。学校から市教育委員会への第一報には、生徒のけがの状況についての記載が無かった。学校及び市教育委員会は、被害生徒のけがの状況についての直接確認をしていなかった。
- 2) 6/27に校長、当該教諭は被害生徒宅を訪問し謝罪を行う。
- 3) 6/30に校長は、保護者説明会にて当該教諭を部活動顧問から外す処置を報告
- 4) 被害生徒の保護者も含めた部活動の保護者会から、当該教諭の部活動顧問への復帰要請が校長にあり、12月から顧問復帰をする。
- 5) 2/16にツイッターへ「拡散希望、友だちから聞いた話だけど、この学校のA先生は反抗した生徒に暴力を加え失神させた上に顔面を蹴って奥歯をけがさせたらしい しかもその暴力事件は学校の中だけでとどめられたたって話 こんな教師がいたら学校はだめになる！ 皆でマスコミに知らせよう！」の書き込みがなされインターネット上で拡散する。
- 6) ツイッターを見た当該中学校の生徒が担任に報告
- 7) 学校は市教育委員会に報告、市教育委員会は中頭教育事務所に報告
- 8) 当該教諭は県教委より懲戒処分
市教育委員会による当該教諭への聞き取りによると「3割～4割程度の力で体罰を行った」ことや「処分を覚悟で行った」と述べている。

4. 中間報告における提言

本調査委員会では、4回の審議を経て中間報告の中で次の6項目の提言を行った。

- (1) 「重大事態」への対応マニュアルの作成

重大事態への捉えと対応を、学校及び市教育委員会が迅速に行えるようなマニュアルの作成を行い、市内の全教員に周知徹底させることが必要である。特に本事案のように動画がネットに拡散していく可能性がある状況においては、重大事態と認識して初期対応の迅速性が求められる。

(2) 学校におけるネット環境の整備

沖縄市のイントラネット内にある学校は、動画拡散防止のための検索・削除依頼といったことに十分対応ができないネット環境下にあったことが報告されている。そのため本事案においては動画検索・削除依頼等の対応は、教員個人のスマートフォンやケータイ電話で動画検索・削除依頼等を行っていた経緯がある。こうした事案への迅速な対応ができるネット環境を学校側にも整備する必要性がある。

(3) 教職員への研修・スキルアップ

市内全教員に対しての実践的な（様々なケースを想定した）研修を行う。

(4) 保護者及び地域との連携

保護者及び地域の方が学校へ足を運びやすい状況をつくっていく。また、学校職員も地域へ足を運ぶ機会を増やしていくことが、子ども達の健全育成につながる。

(5) 実態把握のための調査

動画拡散の未然防止のためにも、市内全小中学校を対象としたスマホ・携帯電話に関する実態調査を行う必要がある。

(6) ネット関連の相談窓口の設置

子どもや保護者からのネットいじめの相談やアドバイスができる窓口を設置

5. 中間報告を受けての市教育委員会の取り組み

(1) 沖縄市における「重大事態」の捉え

従来のいじめ等における重大事態の捉え方では対応しきれない状況がある。本事案のように、いじめている様子をスマホ等で動画に撮り SNS 等でアップしインターネット上に拡散・「炎上」した結果、更にアップされた動画等を完全に削除できない状況がある。そのため、被害生徒の精神的ダメージは継続していく恐れがある。そこで、被害生徒及び被害生徒の保護者の立場に立ち、学校及び市教育委員会は重大事態と捉える必要がある。そのためには、重大事態の捉えを教職員がすぐに判断できるように、定義して示す必要がある。今回、市教育委員会は重大事態を下記のように捉え、学校現場に周知徹底を図ろうとしている。いじめ重大事態が起らないようにするためには、学校と保護者の連携協力がどうしても必要である。

沖縄市では重大事態の定義について、いじめ防止対策推進法第 28 条に規定する内容に加え、今回の動画拡散等の事案をふまえて下記のように捉えなおした。

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。相当の期間については欠席30日を目安とするが、背景にいじめの疑いがある場合は30日にとらわれることなく児童生徒への聴取等の調査を開始する。
- ③ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき。申し出があったその時点で「いじめが原因ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と判断していたとしても、重大事態が発生したものとして対応し調査を開始する。
- ④ いじめやいじめに関連する行為の静止画や動画等がインターネット上にアップされ拡散し、不特定多数の者が閲覧できる状態になることで当該児童生徒へ重大な人権侵害を及ぼしたり、その可能性があるとき。

(2) いじめ重大事態における動画等の拡散対応マニュアルの作成

いじめ重大事態における迅速な危機管理対応ができるように様々な対応マニュアルの作成を行った。

- いじめ動画等拡散対応マニュアル ―学校と教育委員会の連携― 資料2
- いじめ動画等の拡散防止対応マニュアル（学校の対応） 資料3
- 重大事態発生時における チェックリスト 資料4
 1. 動画・静止画等のネット拡散対応マニュアル
 2. 暴力行為発生時対応チェックリスト
 3. いじめ重大事態における不登校児童生徒への対応チェックリスト
 4. いじめ重大事態防止学校支援計画 資料5

(3) 教職員への研修・スキルアップ

本年度は生徒指導主任を対象にした研修会の中で、いじめ重大事態に対する危機管理の内容が年間を通して計画的に行われている。しかし、研修内容の更なる充実が求められる。また、多忙な学校現場の状況において、研修時間の確保や研修対象者をいかに広げていくかが課題である。

今後、学校及び市教育委員会は、重大事態がいつ起こってもそれに迅速に対応できるように、管理職及び教員の危機管理意識及び危機管理対応のスキルを高めるための下記の①、②、③の研修会を毎年できるだけ早い時期に行うことができるように努めるべきである。

- ① 校長・教頭を対象とした実践的研修会
- ② 教務主任・生徒指導主任・学年主任を対象とした実践的研修
- ③ 各学校での実践的研修会

(4) スマホ・ケイタイ電話に関するアンケート調査（資料6～9参照）

当該中学校及び市教育委員会は、児童生徒のスマホ・ケイタイ電話に関する実態把握をこれまで実施してこなかった。その大きな要因の一つとして、生徒がスマホ・ケイタイ電話を持ってくることを禁止しているからという安心感と、スマホ・ケイタイ電話の便利さについては日々実感しているが、危険性についての認識が十分ではなかったためと考えられる。今回のような事案が二度とこのようなことが起こらないようにするための方策を考える上で、実態調査を行うことはどうしても必要である。そこで、本調査委員会は市教育委員会に対して、スマートフォン・ケイタイ電話に関するアンケート調査を行うように提言を行った。それを受けて市教育委員会は、6月に沖縄市内の小学校16校（4年・5年・6年の4,473名）、中学校8校（1年・2年・3年の4,474名）の児童生徒を対象にアンケート調査を行った。

1) 沖縄市内小中学校全体のアンケート結果（資料9）

沖縄市内の小・中学校の全体のアンケート結果については、資料1を参照。

当該中学校718名（1年生：229名、2年生：212名、3年生：265名）の生徒に対して、スマホ・ケイタイ電話に関するアンケート調査を6月に実施した。ここでは、アンケート調査結果の主な質問項目の結果について述べる。

- ・スマホ・ケイタイ電話を持っている児童生徒の割合は、小学校で46.3%、中学校では69.5%となっている。
- ・スマホ・ケイタイ電話の使い方について家族でルールを決めている児童生徒の割合は、小学校で64.6%、中学校では52.2%となっている。
- ・児童生徒がスマホ・ケイタイ電話で一番使うSNSは無料アプリラインで、小学校で49.1%、中学校では80.3%となっている。
- ・写真や動画をネット上に投稿したことがある児童生徒の割合は、小学校で5.5%、中学校では26.0%となっている。
- ・自分が映っている写真や動画を無断でネットに投稿された児童生徒の割合は、小学校で3.3%、中学校では14.6%となっている。
- ・グループラインなどで嫌な思いをしたことがある児童生徒の割合は、小学校で3.0%、中学校では8.3%となっている。
- ・スマホ・ケイタイ電話をとおして、いじめ等の被害にあったことがある児童生徒の割合は、小学校で1.2%、中学校では2.6%となっている。
- ・スマホ・ケイタイ電話のトラブルに巻き込まれたときに相談する相手の割合は、親兄弟が小学校で66.5%、中学校では52.9%、友だちに相談するが小学校で15.3%、中学校では3.3%、教師に相談するが、小学校で9.5%、中学校では3.8%となっている。

2) 当該中学校のアンケートの結果（資料6）

当該中学校 718 名（1 年生：229 名、2 年生：212 名、3 年生：265 名）の生徒に対してスマホ・ケイタイ電話に関するアンケート調査を 6 月に実施した。ここでは、アンケート調査結果の主な質問項目の結果について述べる。特に当該中学校の結果についての下記の記述においては、割合だけでなく人数も記載している。

- ・スマホ・ケイタイ電話を持っている生徒は、506 名で 70%を占めている。
 - ・スマホ・ケイタイ電話の使い方について家族でルールを決めている生徒は、253 名で 50.7%に止まっている。
 - ・SNS を使用している生徒は 511 名おり、その内の 421 名の 82.4%がラインを使用している。ほとんどの生徒が無料アプリラインを使用していることが示された。
 - ・写真や動画をネット上に投稿したことがある生徒は 217 名おり、全体の 29%を占めている。
 - ・自分が映っている写真や動画を無断でネットに投稿された生徒は、87 名で全体の 12.2%を占めている。
 - ・グループラインなどで嫌な思いをしたことがある生徒は、51 名で全体の 7%を占めている。
 - ・ラインで友だちの悪口などを見たことがある生徒は、140 名で全体の 19.4%を占めている。
 - ・スマホ・ケイタイ電話をとおして、いじめ等の被害にあったことがある生徒は、12 名で全体の 1.7%を占め、1 年生で 7 名、2 年生で 6 名、3 年生で 2 名となっている。
- また、沖縄市全体では 163 名で、全体の 1.9%を占めている。
- ・スマホ・ケイタイ電話のトラブルに巻き込まれたときに相談する相手は、親兄弟が 422 名で全体の 57%、次に友だちが 228 名で全体の 30.8%。それに対して教師に相談する生徒は、30 名で全体の 4.0%にしか過ぎない。

以上のアンケート結果から以下のようなことが言える。

当該中学校において 70%の生徒がスマホ・ケイタイ電話を所持している実態を受け止め、起こるであろう様々なことに対し危機意識を持って取り組む必要がある。スマホ・ケイタイ電話をとおして、いじめ等の被害にあったことがある生徒は、12 名で全体の 1.7%を占めている。かなり多い人数である。その様な状況において、スマホ・ケイタイ電話のトラブルに巻き込まれたときに教師に相談する生徒は、30 名（4%）にしか過ぎない。これは、スマホ・ケイタイ電話を学校に持ってくることを禁止されていることが要因の一つと考えられる。今後は、スマホ・ケイタイ電話に関するトラブルが発生した場合には、すぐに学校に相談することを生徒に指導する必要がある。迅速な初期対応が被害の拡大を防ぐことに繋がるからである。

(5) ネット関連の相談窓口の設置

沖縄市立教育研究所の教育相談において、ネットによるいじめ相談にも対応できるよう関係課と連携し整備を図っていく計画である。

(6) 学校におけるネット環境の整備

沖縄市内の小中学校は、セキュリティの関係で、学校でインターネットを利用する際に教育上必要なホームページで事前に登録されているサイトに関しては検索等ができるが、動画や画像検索、ブログ・掲示板の書き込み、YOUTUBEのアップロードは出来ない様に制限がかかっている。教職員であっても自由にインターネット検索ができない状況にある。そのため、今回のような事案が起こった際に、教職員が学校のパソコンでいじめ動画を確認することができない。学校の中では、教職員がそれぞれのスマホ・ケイタイ電話を使用して確認したり対応したりすることになる。調査委員会としてそのような状況を改善するように提言したが、セキュリティの関係でかなり厳しい状況にある。その対応策として市教育委員会は、沖縄市立教育研究所のPCサポートインストラクターを活用したネットパトロールができる環境の整備を進めているところである。しかし、この方法の問題点として、学校、市教育委員会、教育研究所の連携がスムーズで迅速に行えるかが憂慮されることである。このような環境の中で、インターネットを介した生徒指導上の問題等について迅速に対応することには限界がある。

(7) いじめ問題専門委員会の設置

いじめ重大事態に対応するために、教育委員会に「いじめ問題専門委員会」が、本年度の7月から常設の委員会として設置されることになった。今後はいじめ重大事態に対して迅速な対応ができると思われる。

(8) スマホ・ケイタイ電話会社との連携

スマホ・ケイタイ電話を保護者が契約する時に、携帯電話ショップの担当がいじめ動画等のSNS等への投稿等の法に触れる恐れのあるスマホ・ケイタイ電話の使用をしてはいけないことを必ず説明をすることが重要である。この件に関しては、市教育委員会は県教育委員会と連携し全てのスマホ・ケイタイ電話会社と連携ができるように早急に取り組む必要がある。

6. 中間報告を受けての当該中学校の取り組み

当該中学校では、いじめ重大事案（5月事案、1月事案）の調査委員会の提言を受け、二度と今回のような事案が起こらないようにするために、学校長のリーダーシップの下、下記のような取り組みを行っている。

1. 学校の取り組み

(1) 生徒指導部会での対応

- ・生徒指導部会において、前年度の事件に関わった生徒についての情報交換を行い、支援のあり方について確認する。
- ・生徒指導主任が作成した支援シートに対応方法や対応状況について記述し、情報連携と行動連携を図る。

- ・事案後のフォロー体制について確認を入れる。
- (2) 三者会（校長、教頭、教務主任）での取り組み
 - ・昨年度の状況と今年度の状況を絶えず比較し、現状を確認している。
 - ・現状を元に教頭が中心となって生徒指導体制について生徒指導主任と絶えず修正と調整を行っている。その後、生徒指導主任が中心となって、各学年主任、各学年生徒指導担当への助言を行うようにしている。
 - ・危機意識や対応の共通実践を図るため臨時職員会議を行い、職員に周知徹底する。
- (3) 校長、教頭による三学年への直接的働きかけ
 - ・支援シートの活用状況や支援の状況の確認を定期的に行っている。
- (4) 生徒会による取り組みの支援
 - ・生徒会活動の活性化を図り、生徒の自治意識と自己指導力を育成し、一人ひとりの生徒が楽しい学校生活を送れるように支援する。
 - ・朝の挨拶運動の重点化により、生徒同士の関係改善を図ることで学校風土の改善を目指す。

2. 加害生徒への対応

生徒指導主任が支援シートを作成し、情報の共有とそれに基づいた対応の共有を図る。対応のポイントは下記に示す。

- (1) 進路指導を中心とした取組。
- (2) 担任による教育相談。
- (3) 生徒指導主任による声かけ等の働きかけ。
- (4) 学年生徒指導による働きかけ。
- (5) 教務主任による対応

加害生徒の一人と野球を通して対応を図り、本人の良さを認めた上で進路や学校生活について聞き役となっている。

3. 被害生徒への対応

生徒指導主任が支援シートを作成し、情報の共有とそれに基づいた対応の共有を図る。対応のポイントは下記のとおりである。

- (1) 進路指導を中心とした取組。
- (2) 担任による教育相談及び保護者への支援。
- (3) 生徒指導主任による声かけ等の働きかけ。
- (4) 学年生徒指導による働きかけ。

4. SNS等への対応

教師、生徒、保護者への危機意識を高めるために下記に示す。

また、情報をオープンにすることで危機的状況を回避するように努める。

(1) 教師への対応

市教育研究所の高宮城氏を校内研修に招へいし講座を実施。

拡散に対応するスキルの研修実施

(2) 生徒への対応

県警スクールサポーターからネット犯罪等について全校生徒へ講話

(3) 保護者への対応

5月21日の日曜授業参観で、県警スクールサポーターと生徒指導主任より、保護者向けに学校の現状報告（具体的な事案説明）と講話を実施する。

5. 学校校区で暴力行為等の事案が起これないようにするために、地域が学校を支援する組織や部活動の充実を図るための保護者の支援体制等の充実が重要である。そのために下記の取り組みを推進している。

- (1) 地域協力隊の立ち上げ。
- (2) P T Aの活性化。
- (3) 部活保護者会による支援体制の充実。

6. 今後の課題

- (1) SNSが関係する事例について、教師の危機意識や危機を予見する力が弱い。
- (2) 現状の表面的な解決を図ることに終始し、アフターフォローが弱い。
- (3) SNS拡散の脅威に関して教師間での認識に差があり、行動連携につながらない。

7. 当該中学校の取り組みに対する調査委員会のコメント

当該中学校は、調査委員会の中間報告の提言を受け、いじめ及び重大事態が二度と起こらないようにするために、新年度から学校長のリーダーシップのもと、学級経営、生徒会活動、部活動、保護者、地域等において様々な連携協力しながらいじめの無い、一人ひとりの生徒が「学校は楽しい」と感じることができるように取り組んでいる。また、被害生徒、加害生徒に対して、学級担任、学年主任、学年の生徒指導担当、生徒指導主任が連携協力しながら、進路指導を中心に支援シート等を活用しつつ支援及び指導を行っている。更に校長・教頭も教員任せでは無く、支援シートの活用状況や支援の状況の確認を定期的に確認しながら、職員と共にきめ細やかな対応を行っている。そのような取り組みが、被害生徒の保護者及び加害生徒の保護者の信頼を得ることに繋がり、いじめの防止に繋がっていくという認識を持って今後も継続的に取り組むことを期待する。

一方で、当該中学校のスマホ・ケイタイ電話の所持率が70%である実態を踏まえると、本事案のようなことがいつ起こるかわからない状況にもある。そのような実態を踏まえたときに、教師のSNS等を介したいじめ等のトラブルに対する危機意識及び危機管理対応能力を高めることが重要になってくる。現に今回の当該中学校のアンケート調査でスマホ・ケイタイ電話をとおしていじめ等の被害にあったことがある生徒が12名もいる。12名(1.7%)しかいないと捉えることはとても危険なことである。アンケートで出てきた12名の生徒のいじめ問題が解決したかどうかは、今回のアンケートでは把握できない。今後、当該中学校は12名の生徒がいることを前提に、危機意識を持って取り組んでいく必要がある。

当該中学校の報告にもあるように、教師間での危機意識や危険予見能力に差があることが指摘されている。そのような状況の中では、危機意識及び危機管理能力を高めるような実践的研修会を毎年4月段階で校内研修に位置づけ行うことが必要である。また、学級担任がスマホ・ケイタイ電話から派生している様々なトラブル及びその対応策等について、効果的にプレゼンテーションができる教材（パワーポイント教材やリーフレット）の作成を市教育委員会と連携して作成する必要がある。また、保護者に対しては、入学式や三者面談等のあらゆる機会を通して、スマホ・ケイタイ電話の情報モラルについて啓蒙していくことが必要である。

本事案のようなことが二度と起こらないようにするために、現在、当該中学校が取り組んでいる取り組みを全教職員が一丸となって継続的に取り組んでいくことが重要である。また、学校で起きている様々なこと（良いことも悪いことも）に対して、保護者及び地域に対して常にオープンにし、連携を密にして、生徒・教師・保護者・地域が共に誇れる学校になることを期待したい。

8. 体罰に関する市教育委員会としての取り組み

市教育委員会としては、学校の教育活動の中で、体罰を行使して幼児児童生徒の自己指導能力の育成を図ることはできないという考え方に立って、各学校における学習指導、生徒指導、学校行事等の充実に向けた指導支援に努める必要がある。各学校において学校教育法第11条の規定を遵守することこそが、信頼される学校づくりや幼児児童生徒と教職員の望ましい人間関係に基づく教育活動の推進に繋がることを、学校や教育委員会は改めて考える必要がある。

そのため、教育委員会は体罰によらない教育活動を各学校が実践できるよう、下記の取組を行う。

- 1 年度当初における本市教員に向けた服務指導の実施
 - 沖縄市指導心得5カ条の確認
 - 沖縄市生徒指導心得3カ条の確認
- 2 幼児児童生徒の自己肯定感や自己有用感を高めるためのヴォイスシャワー（幼児児童生徒への激励の声かけや信頼関係構築に向けた声かけ）の取組み
- 3 学校スタート訪問時における各学校の実態把握を行い、校長、教頭、ミドルリーダーへの指導助言
- 4 各学校にコンプライアンス年間指導計画の作成・提出を求め、それに基づいた年間を通じた体罰防止

資 料

- 資料1 いじめ防止に対する基本姿勢
- 資料2 いじめ動画等拡散対応マニュアル（学校と教育委員会の連携）
- 資料3 いじめ動画等の拡散防止対応マニュアル（学校の対応）
- 資料4 重大事態発生時における チェックリスト
1. 動画・静止画等のネット拡散対応マニュアル
 2. 暴力行為発生時対応チェックリスト
 3. いじめ重大事態における不登校児童生徒への対応チェックリスト
- 資料5 いじめ重大事態防止学校支援計画
- 資料6 スマホ・ケイタイ電話に関するアンケート結果（当該中学校）
- 資料7 スマホ・ケイタイ電話に関するアンケート結果（沖縄市全体：中学校）
- 資料8 スマホ・ケイタイ電話に関するアンケート結果（沖縄市全体：小学校）
- 資料9 スマホ・ケイタイ電話に関するアンケート結果（沖縄市全体）
- 資料10 今回の事案の主な問題点について（再掲）

いじめ防止に対する基本姿勢

(資料1)

沖縄市教育委員会

1 学校の設置者及び学校の基本姿勢

- 学校の設置者及び学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者（以下「被害児童生徒・保護者」という。）のいじめの事実関係を明らかにしたい、何があったのか知りたいという切実な思いを理解し、対応に当たること。
- 学校の設置者及び学校として、自らの対応にたとえ不都合なことがあったとしても、すべてを明らかにして自らの対応を真摯に見つめ直し、被害児童生徒・保護者に対して調査の結果について適切に説明を行うこと。
- 重大事態の調査は、民事・刑事上の責任追求やその他の訴訟への対応を直接の目的とするものではなく、いじめの事実の全容解明、当該いじめの事案への対処及び同種の事案の再発防止が目的であることを認識すること。学校の設置者及び学校として、調査結果を真摯に受け止め、いじめの防止等の体制を見直し、今後の再発防止の対策を講じなければならない。
- 学校の設置者及び学校は、詳細な調査を行わなければ、事案の全容は、わからないと いうことを第一に認識し、軽々に「いじめはなかった」、「学校に責任はない」という判断をしないこと。状況を把握できていない中で断片的な情報を発信すると、それが一人歩きしてしまうことに注意すること。また、被害者である児童生徒やその家庭に問題があったと発言するなど、被害児童生徒・保護者の心情を害することは厳に慎み、事実を解明する一方で公開については配慮する。
- 被害児童生徒・保護者が詳細な調査や事案の公表を望まない場合であっても、学校の設置者及び学校が、これまでの対応を振り返り、検証することが必要である。そのことが再発防止につながり、または新たな事実が明らかになる可能性もある。このため、決して、被害児童生徒・保護者が望まないことを理由として、自らの対応を検証することを怠ってはならない。重大事態の調査は、被害児童生徒・保護者が希望する場合は、調査の実施自体や調査結果を外部に対して明らかにしないまま行うことも可能であり、学校の設置者及び学校は、被害児童生徒・保護者の意向を的確に把握し、調査方法を工夫しながら調査を進めること。決して、安易に、重大事態として取り扱わないことを選択するようなことがあってはならない。
- 以上のことを踏まえ、学校の設置者または学校は、被害児童生徒・保護者に寄り添いながらいじめの事実解明と再発防止に向けての調査委員会の調査の結果を踏まえ、具体的な取り組みを行わなければならない。

2 重大事態を把握する端緒

いじめ重大事態の定義

○ 重大事態の定義について、いじめ防止対策推進法第 28 条に規定する内容に加え、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき、スマホ・ケータイ電話等による SNS 等を介したいじめ重大事態が起こったときを加え下記のとらえた。

① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

(以下「生命心身財産重大事態」という。)

② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。

(以下「不登校重大事態」という。)

相当の期間については欠席 30 日を目安とするが、背景にいじめの疑いがある場合は 30 日にとらわれることなく児童生徒への聴取等の調査を開始する。

③ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき。(以下「いじめ申しで重大事態」という。)

申し出があったその時点で「いじめが原因ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と判断していたとしても、重大事態が発生したものとして対応し調査を開始する。

④ いじめやいじめに関連する行為の静止画や動画等がインターネット上にアップされ拡散し、不特定多数の者が閲覧できる状態になることで当該児童生徒へ重大な人権侵害を及ぼしたり、その可能性があるとき。(以下「インターネット重大事態」という。)

改めて、重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならないことを認識すること。

重大事態として早期対応しなかったことにより生じる影響

○ 重大事態については、いじめが早期に解決しなかったことにより、被害が深刻化した結果であるケースが多い。したがって、「疑い」が生じてもなお、学校が速やかに対応しなければ、いじめの行為がより一層エスカレートし、被害が更に深刻化する可能性がある。最悪の場合、取り返しのつかない事態に発展することも想定されるため、学校の設置者及び学校は、重大事態への対応の重要性を改めて認識すること。

○ 誤った重大事態の判断を行った事例等

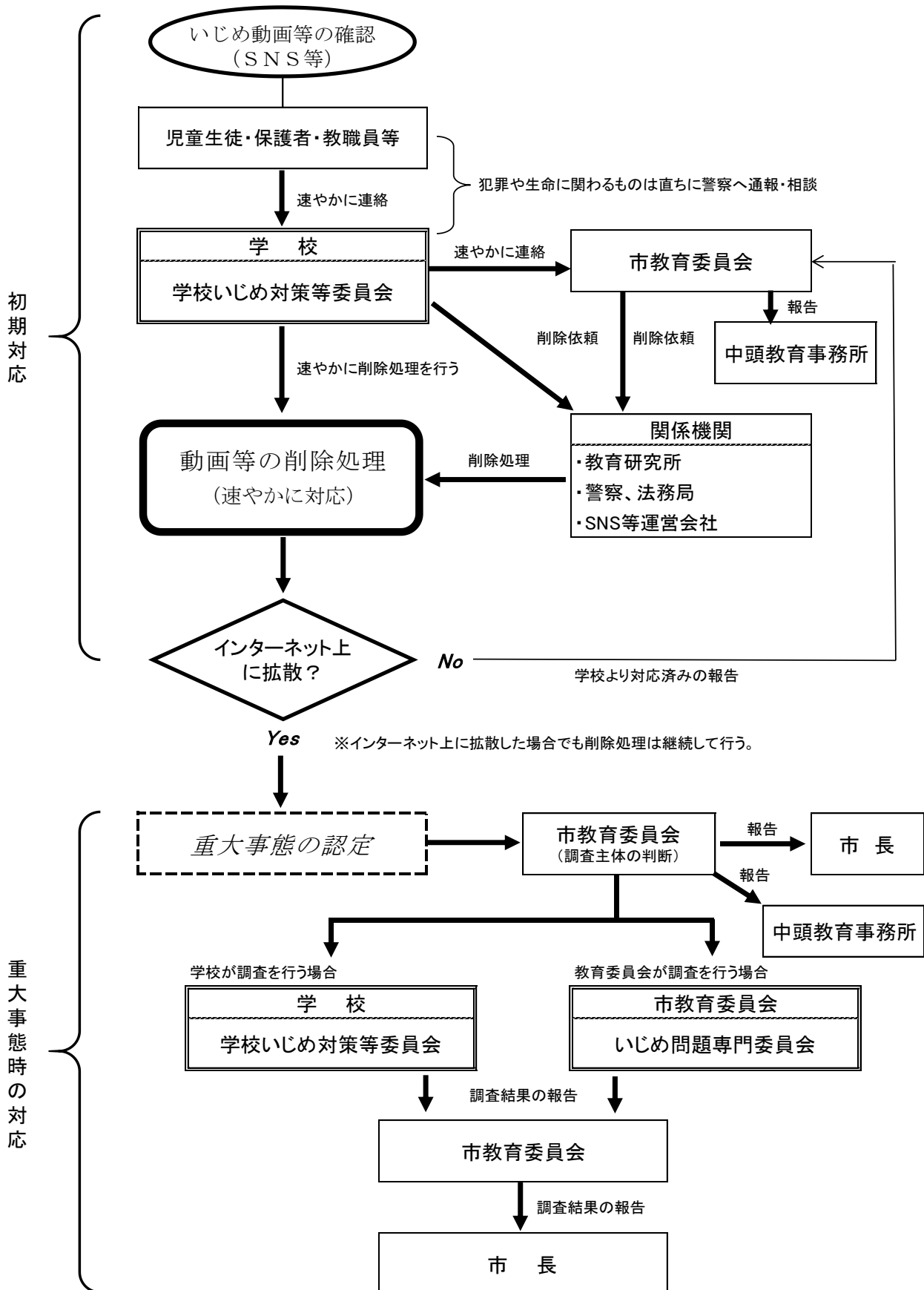
- ① 明らかにいじめにより心身に重大な被害（骨折、脳しんとうという被害）が生じており、生命心身財産重大事態に該当するにもかかわらず、欠席日数が30日に満たないため不登校重大事態ではないと判断し、重大事態の調査をしなかった。結果、事態が深刻化し、被害者が長期にわたり不登校となってしまった。この場合、学校の設置者及び学校は、生命心身財産重大事態として速やかに対応しなければならなかった。
- ② 不登校重大事態の定義は、欠席日数が年間30日であることを目安としている。しかしながら、基本方針においては「ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席している場合には、上記目安にもかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。」としている。それにもかかわらず、欠席日数が厳密に30日に至らないとして重大事態として取り扱わず、対応を開始しない例があった。このような学校の消極的な対応の結果、被害が深刻化して児童生徒の学校への復帰が困難となってしまった。

*註

本市における「いじめ防止に対する基本姿勢」は、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月文部科学省）を参考に作成。

いじめ動画等拡散対応マニュアル (資料2)

— 学校と教育委員会の連携 —

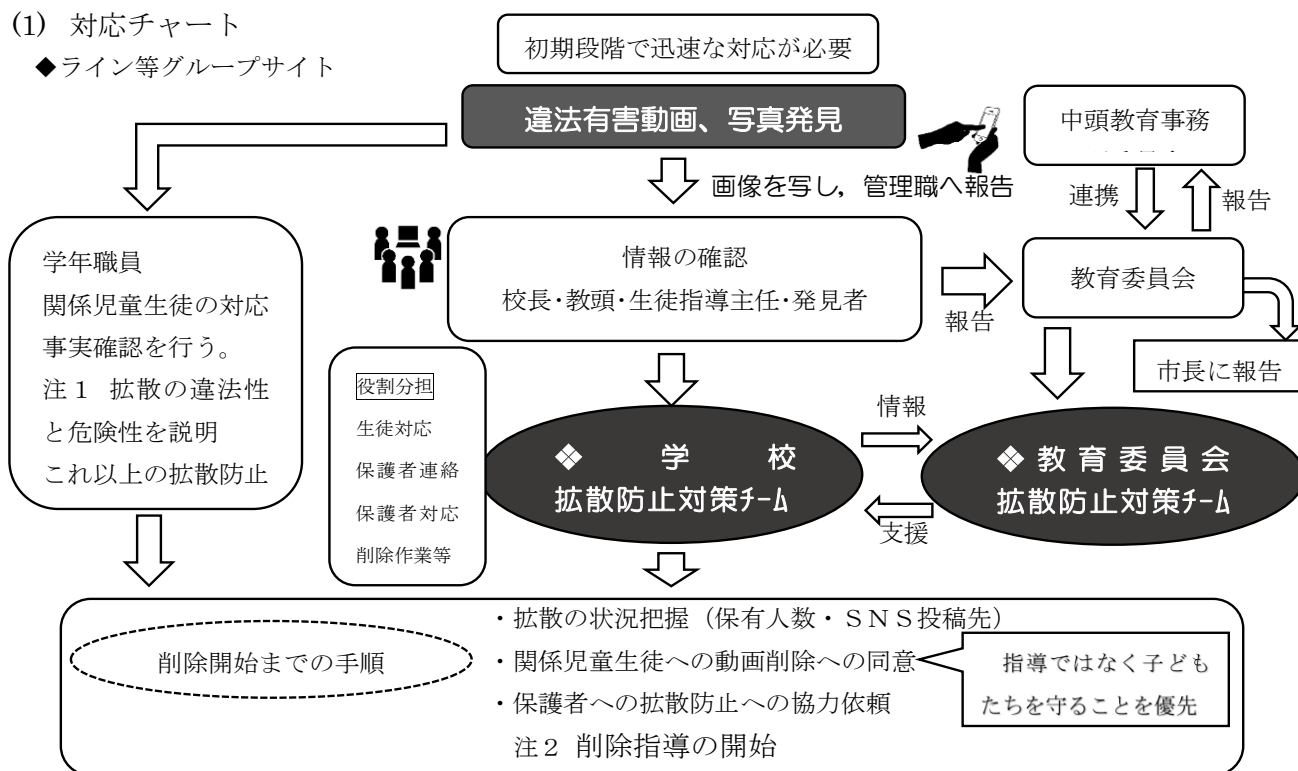


いじめ動画等の拡散防止対応マニュアル（学校の対応）

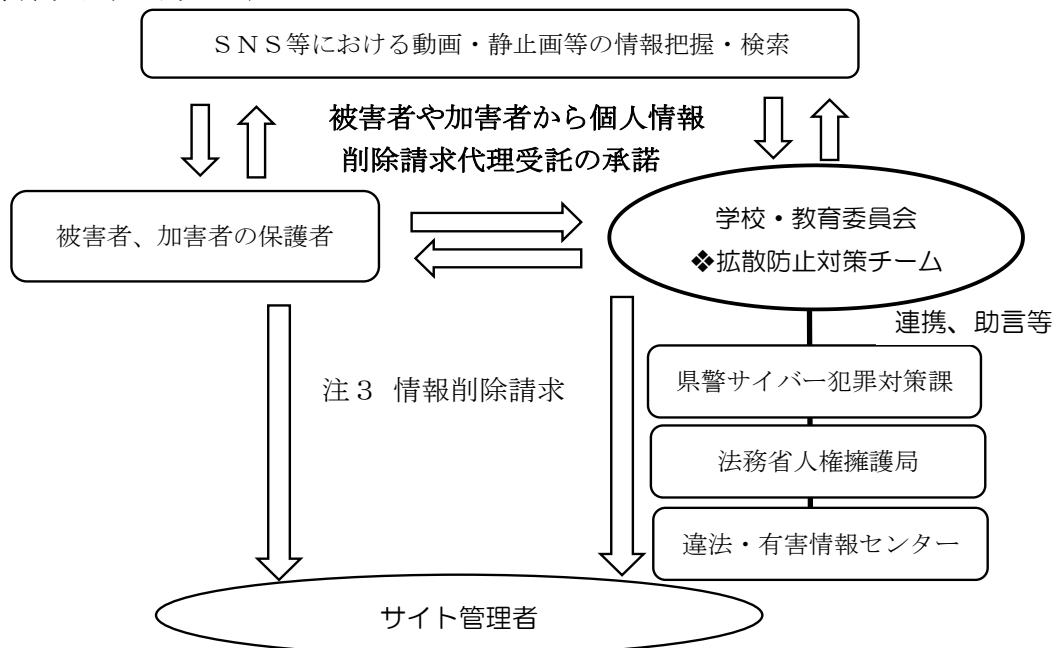
（資料 3）

(1) 対応チャート

◆ライン等グループサイト



◆SNS等(ネットやツイッター)



※注1～3については、次項にて詳細を記載
※暴力行為に関しては警察対応となります。

【教育研究所】

- ・ SNS等、児童生徒の違法有害情報に関する監視（ネットパトロール）
- ・ 拡散防止対策チームへの参加協力
- ・ 定期的な関係機関との情報交換
- ・ 小4～中3の全学級を対象に情報モラルの授業を毎年実施。

(2) 対応チャート注1～3の詳細について

注1 拡散の違法性と危険性を説明時の留意点

- ここでは、指導ではなく子どもたちの身を守る為の聞き取りであることを念頭に置く。
(※ 保存・送信先の虚偽や隠蔽があると拡散は止められない。)
- 動画の配信が名誉毀損・プライバシーの侵害になると同時に拡散が一生被害者、加害者を苦しめる危険性がある。追跡者による加害者及び関係者への嫌がらせが発生する可能性がある。
- 自分は削除したから大丈夫ではない。(1つでも残っており訴訟が起こった場合は、関わった人全員罰せられることもある。)
- 教員以外の第三者(専門的な人材)が対応し、効果を発揮した例もある。

注2 削除指導の開始

- 学校職員同席のもと、削除は原則、児童生徒本人で行う。
- クラウド等に保存がないかも確認する。(※本人も自動保存されている事を知らない場合あり)
- 削除確認も行うこと。

注3 情報削除請求

- 被害者や加害者またその保護者からの削除請求が早い。
- 関係機関等の法的な手続きをとると1ヶ月程度かかる場合がある。

2 拡散防止について

(1) 拡散の要因として(※拡散防止対策チームがなかった→数日の対応遅れが拡散動画を止められない)

- ① 誰に動画や写真を送信(拡散)したか、関係児童生徒が正直に言わない(拡散範囲が把握できない)
- ② 情報の拡散が名誉毀損、プライバシーの侵害になる恐れがあることを児童生徒が知らない
- ③ 情報の拡散が一生被害者、加害者を苦しめるという現実を知らない
- ④ 児童生徒・保護者についても動画等の拡散が重大事態へつながるという認識が弱い。

(2) 拡散防止対応のポイント(拡散行為と他の問題行動は分けて対応する。)

- ① 児童生徒はSNSのトラブルを教師に相談することは「チクリ」と捉える傾向にあるのでその様な児童生徒の認識を変える取り組みを日頃から行う必要がある。同時に学校以外で相談できる窓口を設置することも必要である。
- ② 情報の拡散を確認した時点で、保護者の拡散防止の理解と協力が不可欠である。
- ③ 情報モラルの学習等で拡散が犯罪につながったり、被害者も加害者も一生苦しむことになる場合もあることを理解させる必要がある。
- ④ ユーチューブへのアップロードは13歳未満は原則禁止であることを理解させる必要がある。

3 その他

- (1) 事件の内容と拡散行為を分けて対応することが大切である。
- (2) サイト管理者によっては加害者、被害者、法務局などの削除請求がないと削除しない場合もあるので、関連機関との連絡相談体制の確認が必要である。
- (3) 初期段階で拡散を防止するためにメール、LINE等で児童生徒が気軽に通報、相談できる体制が必要である。
- (4) ネットやツイッター等のSNSでのネットパトロールの実施も、児童生徒への抑止と早期発見、対応につながる。
- (5) 児童生徒、学校、教職員への誹謗中傷コメント等の相談、削除対応も含めたい。
- (6) 友達であっても無許可で顔写真を掲載する行為は法律に抵触する場合がある。
- (7) 確証のない情報等(顔写真入り)の拡散は人権侵害に抵触する場合がある。

重大事態発生時におけるチェックリスト 資料（４）

1 動画・静止画等のネット拡散対応マニュアル（速やかに対応）

（○：確認済み △：確認中 ×：未確認）

	確 認 事 項	確認する人	確認の有無	日時
1	・管理職へ報告（時間帯に関係なく一報を入れる）			
2	・動画、静止画を確認し、児童生徒に削除させる。 （親の許可の下）			
3	・動画、静止画をSNS等に投稿したことの重大性について、加害児童生徒に理解させる			
4	・動画、静止画等の拡散状況について、当該生徒児童より事実確認			
5	・関係教職員は、動画、静止画等のデータを保存			
6	・第一報を教育委員会へ報告(校長又は教頭)			
7	・臨時職員会議の開催（現状報告を行う）			
8	・拡散の有無を確認			
9	・拡散に関わる児童生徒の人数確認			
10	・関係児童生徒への事実確認			
11	・関係児童生徒の保護者へ連絡			
12	・保護者へ予想される動画・静止画のネット拡散被害等について説明し、運営サイト等への削除要請の同意を得る			
13	・関係教職員及び保護者による児童生徒の携帯電話の動画、静止画が削除されているかの確認 □加害児童生徒→ □他の児童生徒 → □外部の児童生徒			
14	・関係機関への削除依頼 □法務省（人権擁護）→ □運営サイト → □その他			
15	・必要に応じて関係機関(警察等)と連携			
16	・第二報を教育委員会へ報告 （校長はその都度市教育委員会と連携）			
17	・被害児童生徒及び保護者への支援			
18	・加害児童生徒及び保護者への指導・支援			
19	・全職員への周知（現状の共有）			
20	・PTA役員への説明			
21	・児童生徒への説明（全校集会）			
22	・保護者説明会の開催			
23	・継続的な被害児童生徒及び保護者への支援			
24	・加害児童生徒及び保護者への指導・支援			

【注意事項】

- それぞれの確認事項に担当者を決め、記入しておく。
- チェックリストを、チェックできるだけのスキルを身に付ける研修を実施する。

2 暴力行為発生時対応チェックリスト (速やかに対応)

(○：確認済み △：確認中 ×：未確認)

	確 認 事 項	確認する人	確認の有無	日時
1	・被害児童生徒のケガの状況把握（軽傷・中傷・重傷）			
2	・必要に応じて、救急車の手配			
3	・管理職へ状況報告			
4	・保護者へ連絡			
5	・被害児童生徒及び加害児童生徒への事実確認			
6	・市教育委員会へ報告			
7	・今後の対応について協議（ケース会議等）			
8	・被害児童生徒及び保護者への支援			
9	・加害児童生徒及び保護者への指導・支援			
10	・全教職員への周知			
11	・必要に応じて関係機関と連携			

3 いじめ重大事態における不登校児童生徒への対応チェックリスト

(速やかに対応)

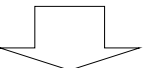
(○：確認済み △：確認中 ×：未確認)

	確 認 事 項	確認する人	確認の有無	日時
1	・被害児童生徒への事実確認（学年主任など複数対応）			
2	・関係児童生徒への事実確認			
3	・管理職へ報告			
4	・保護者へ連絡			
5	・市教育委員会へ報告			
6	・全教職員への報告			
7	・今後の対応について協議（ケース会議等）			
8	・被害児童生徒及び保護者への支援			
9	・加害児童生徒及び保護者への指導・支援			
10	・全教職員で指導及び支援の共通確認			
11	・必要に応じて関係機関と連携			
12	・事案発生後の被害及び加害の児童生徒の状況を報告			

いじめ重大事態防止学校支援計画

(資料 5)

対 策		活動のねらい
全	<p>【いじめを見逃さない学校づくり】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○いじめ追放集会 (PTA、地域、教職員、警察) ○校長講話 (生徒の心に響く内容) ○積極的生徒指導 (ほめて伸ばす) ○いじめめぐる行為を大いに伝えること ○とは正しい行為であることを認識させる。 ○文化的活動の取り組みと発表など ○自主的な生徒会活動の推進 ○生徒のがんばりを表彰 (文化・部活) 〇めやす箱の設置 	<p>【子どもの立場に立った開かれた学校づくりへ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毅然とした態度で、いじめは人間として絶対許されないという認識をひとり一人に徹底させる。(はやしただての生徒の傍観者も同様に許されない) ・いじめられる生徒がいじめを告げたことによりつて、いじめられずとも考えられている児童生徒を徹底して守り通すという毅然とした態度を示す。 ・いじめ問題に生徒自身が問題解決にどう関わることができるのかを主体的に考えさせる。(生徒会を中心に活動) ・学校行事や部活動等において、自己存在感を持つことができないよう配慮する。(心の居場所) ・部活動や文化的な活動で、存在感や自己肯定感を高める。
学	<p>【仲間・関係作りの構築】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学年としての目標を持たせること ○で、意欲付けを図る。 ○対立。対面。対心。対意。対志。対心。対意。対志。対心。対意。対志。 ○共通の情報を共有し、授業の取り組みと改善 ○学習の遅れがちな生徒への補習指導 ○親身な教育相談との連携、教育相談室の整備と相談しやすい体制作り) 	<p>【仲間・関係づくりの構築】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学年共通の目標を立て、協力・団結を図る。安心できる生徒に寄り添った立場を理解させる。 ・学校場では、わかちあいや授業を工夫・改善する。自己肯定感を高めるために。 ・学年単位で共有し、指導にあたる。(指導の仕方・関わり方→OJT)
学	<p>【いじめを予防するための学級指導】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒が安心して学級環境作り ・居場所づくり・集団づくり ・楽しく参加できる授業づくり ・道徳・人権・保健・特活等による授業 ・の工夫・人権委員会の出前授業・生徒とのふれあいの確保 ・社会性を育てるスキル活動 (仲間・グループワーク) ・iチャットや個人の状態を分析し把握する。 ・いじめアンケートを毎月行い、早期発見に努める。 ・生活情報モラル学習支援) 	<p>【仲間・関係づくりの構築】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒が安心して過ごせる、楽しく学び生き生きと活動できる学級作り ・いじめの問題に生徒自身が問題解決にどう関わるか主体的に考えさせる。 ・思いやり、尊重、生命の大切にする態度の育成 (道徳と学び合) う事を楽しみ、仲間と活動すること ・孤立し関わりのない児童生徒やグループの子の把握とどんな遊びが流行っているか把握する。 ・プログラム遊び、スパーリング、ばい菌遊び、あだ名等



情報モラル学習
<p>【生徒への指導】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 各学級単位で教育研究所の講師から学ぶ (年1回) 2 毎月1回いじめアンケートにネット・スマホにおけるいじめ調査 3 加害者・生徒への指導
<p>【指導内容1】→「SNSの人権、法律」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・顔の見えない SNS コミュニケーションの特徴 ・友人同士の間で安易な写真、動画投稿が拡散し人生を左右する怖さ ・プライバシーの侵害の事例を通して理解させる。 ・北地区で発生した小学校の暴力動画拡散事件や動画を共有した被害者への影響や名誉毀損の罪に抵触する恐れがあったこと、動画拡散の怖さ(「キモイ」等、普段使っている言葉でも、相手の心が傷つくことを理解させる。 ・「もう、相手合もめることを理解させる。
<p>【指導内容2】→「生活週間の改善」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・早寝・早起き、朝ご飯の大切さを、睡眠ホルモンのメカニズムを理解させること。 ・毎朝日トと、前頭前野が疲れ学習に影響することを理解させる。 ・生活力の下げないメゾエアの利用時間は 1 時間以内であること。 ・「iチャット」や「iチャット」が信頼と友情につながることを理解させる。
<p>【ネット社会の危険性】について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察から中・高校生にネット犯罪について ・教育研究所の講師から学ぶ <p>※保護者、PTA 関係者、地域の自治会長及び地域住民</p>

スマホ・ケイタイ電話に関するアンケート結果(当該中学校)

(資料6)

1. ネットを利用できるタブレット・パソコンが家にありますか

	①ある(人数・%)		②ない(人数・%)	
男子	302	41.9%	56	7.8%
女子	313	43.5%	49	6.8%
計	615	85.4%	105	14.6%

3. あなたは、自分のスマホ・ケイタイ電話を持っていますか

	①持っている(人数・%)		②持っていない(人数・%)	
男子	233	32.2%	127	17.6%
女子	273	37.8%	90	12.4%
計	506	70.0%	217	30.0%

7. スマホ・ケイタイ電話の使い方について家族でルールを決めていますか。

	①決めている(人数・%)		②決めていない(人数・%)	
男子	117	23.4%	112	22.4%
女子	136	27.3%	134	26.9%
計	253	50.7%	246	49.3%

9. 写真や動画をラインやツイッターなどを利用して、友達に送ったことはありますか

	①ある(人数・%)		②ない(人数・%)	
男子	186	25.8%	170	23.5%
女子	278	38.5%	88	12.2%
計	464	64.3%	258	35.7%

10. 写真や動画をネット上に投稿したことはありますか。

	①ある(人数・%)		②ない(人数・%)	
男子	73	9.7%	287	38.3%
女子	144	19.2%	245	32.7%
計	217	29.0%	532	71.0%

11. あなたが写った写真や動画を無断でネットに投稿されたことはありますか。

	①ある(人数・%)		②ない(人数・%)	
男子	31	4.3%	320	44.7%
女子	56	7.8%	309	43.2%
計	87	12.2%	629	87.8%

12. グループラインなどで嫌な思いをしたことがありますか。

	①ある(人数・%)		②ない(人数・%)	
男子	9	1.2%	348	48.1%
女子	42	5.8%	325	44.9%
計	51	7.0%	673	93.0%

13. あなたはいくつのライングループにさんかしていますか。

	①参加していない(人数・%)		②1～3個(人数・%)		③4～8個(人数・%)		④9個以上(人数・%)	
男子	124	17.2%	77	10.7%	96	13.3%	61	8.5%
女子	73	10.1%	59	8.2%	135	18.7%	96	13.3%
計	197	27.3%	136	18.9%	231	32.0%	157	21.8%

14. あなたのライングループに他の学校の生徒もさんかしていますか。

	①はい(人数・%)		②いいえ(人数・%)	
男子	110	15.4%	241	33.7%
女子	170	23.7%	195	27.2%
計	280	39.1%	436	60.9%

15. ラインで、友達への悪口など見たことがありますか。

	①ある(人数・%)		②ない(人数・%)	
男子	43	6.0%	314	43.6%
女子	97	13.5%	267	37.0%
計	140	19.4%	581	80.6%

16. スマホ・ケータイ電話などを使って、相手の許可なく撮影したことはありますか

	①よくある(人数・%)		②たまにある(人数・%)		③ほとんどない(人数・%)		④全くない(人数・%)	
男子	11	1.4%	54	6.6%	69	8.5%	224	27.6%
女子	6	0.7%	51	6.3%	118	14.5%	280	34.4%
計	17	2.1%	105	12.9%	187	23.0%	504	62.0%

17. SNSなどで写真や動画、コメントを掲載した人に無断で他の人に送信したことはありますか

	①よくある(人数・%)		②たまにある(人数・%)		③ほとんどない(人数・%)		④全くない(人数・%)	
男子	9	1.3%	28	4.1%	61	8.9%	259	37.8%
女子	3	0.4%	31	4.5%	73	10.6%	222	32.4%
計	12	1.7%	59	8.6%	134	19.5%	481	70.1%

18. スマホ・ケータイ電話をとおして、いじめなどの被害にあったことはありますか。

	①ある(人数・%)		②ない(人数・%)	
男子	4	0.6%	352	49.1%
女子	8	1.1%	353	49.2%
計	12	1.7%	705	98.3%

21. スマホ・ケータイ電話のトラブルに巻き込まれたときに、誰に相談しますか。

	①親・兄弟	②友だち	③先生	④SNSで知り合った人	⑤その他	⑥相談しない
男子	203	76	17	2	4	29
%	6.3	23	5.1	0.6	1.2	8.8
女子	219	152	13	3	3	20
%	53.4	37.1	3.2	0.7	0.7	4.9
計	422	228	30	5	7	49
%	76.7	6.7	5.5	0.9	1.3	8.9

※複数回答している生徒もいた

スマホ・ケータイ電話に関するアンケート結果(市内中学校)

(資料7)

1. ネットを利用できるタブレット・パソコンが家にありますか。

	①ある(人数・%)		②ない(人数・%)	
男子	1964	43.9%	329	7.4%
女子	1890	42.3%	287	6.4%
計	3854	86.2%	616	13.8%

3. あなたは、自分のスマホ・ケータイ電話を持っていますか

	①持っている(人数・%)		②持っていない(人数・%)	
男子	1476	32.9%	827	18.5%
女子	1640	36.6%	539	12.0%
計	3116	69.5%	1366	30.5%

7. スマホ・ケータイ電話の使い方について家族でルールを決めていますか。

	①決めている(人数・%)		②決めていない(人数・%)	
男子	735	23.4%	741	23.6%
女子	905	28.8%	758	24.1%
計	1640	52.2%	1499	47.8%

9. 写真や動画をラインやツイッターなどを利用して、友達に送ったことはありますか。

	①ある(人数・%)		②ない(人数・%)	
男子	1085	24.5%	1174	26.5%
女子	1481	33.4%	689	15.6%
計	2566	57.9%	1863	42.1%

10. 写真や動画をネット上に投稿したことはありますか。

	①ある(人数・%)		②ない(人数・%)	
男子	452	10.1%	1835	41.0%
女子	711	15.9%	1476	33.0%
計	1163	26.0%	3311	74.0%

11. あなたが写った写真や動画を無断でネットに投稿されたことはありますか。

	①ある(人数・%)		②ない(人数・%)	
男子	216	4.9%	2044	46.1%
女子	431	9.7%	1739	39.3%
計	647	14.6%	3783	85.4%

12. グループラインなどで嫌な思いをしたことがありますか。

	①ある(人数・%)		②ない(人数・%)	
男子	93	2.1%	2147	48.7%
女子	275	6.2%	1896	43.0%
計	368	8.3%	4043	91.7%

13. あなたはいくつのライングループにさんかしていますか。

	①参加していない(人数・%)		②1～3個(人数・%)		③4～8個(人数・%)		④9個以上(人数・%)	
男子	798	18.1%	471	10.7%	602	13.7%	354	8.0%
女子	443	10.0%	388	8.8%	746	16.9%	608	13.8%
計	1241	28.1%	859	19.5%	1348	30.6%	962	21.8%

14. あなたのライングループに他の学校の生徒もさんかしていますか。

	①はい(人数・%)		②いいえ(人数・%)	
男子	753	17.2%	1469	33.6%
女子	1020	23.4%	1125	25.8%
計	1773	40.6%	2594	59.4%

15. ラインで、友達への悪口など見たことがありますか。

	①ある(人数・%)		②ない(人数・%)	
男子	379	8.5%	1889	42.4%
女子	698	15.7%	1485	33.4%
計	1077	24.2%	3374	75.8%

16. スマホ・ケータイ電話などを使って、相手の許可なく撮影したことはありますか

	①よくある(人数・%)		②たまにある(人数・%)		③ほとんどない(人数・%)		④全くない(人数・%)	
男子	69	1.5%	260	5.8%	473	10.5%	1439	32.1%
女子	70	1.6%	333	7.4%	638	14.2%	1205	26.9%
計	139	3.1%	593	13.2%	1111	24.8%	2644	58.9%

17. SNSなどで写真や動画、コメントを掲載した人に無断で他の人に送信したことはありますか

	①よくある(人数・%)		②たまにある(人数・%)		③ほとんどない(人数・%)		④全くない(人数・%)	
男子	54	1.2%	171	3.9%	364	8.4%	1667	38.2%
女子	66	1.5%	247	5.7%	445	10.2%	1345	30.9%
計	120	2.8%	418	9.6%	809	18.6%	3012	69.1%

18. スマホ・ケータイ電話をとおして、いじめなどの被害にあったことはありますか。

	①ある(人数・%)		②ない(人数・%)	
男子	55	1.3%	2181	50.1%
女子	58	1.3%	2060	47.3%
計	113	2.6%	4241	97.4%

21. スマホ・ケータイ電話のトラブルに巻き込まれたときに、誰に相談しますか。

	①親・兄弟	②友だち	③先生	④SNSで知り合った人	⑤その他	⑥相談しない
男子	1297	728	114	15	52	256
%	29.6	29.6	4.6	0.6	2.1	10.4
女子	1323	920	72	27	22	124
%	53.2	37	2.9	1.1	0.9	5
計	2620	1648	186	42	74	380
%	52.9	33.3	3.8	0.8	1.5	7.7

※複数回答している児童生徒がいる

スマホ・ケイタイ電話に関するアンケート結果(市内小学校)

(資料8)

1. ネットを利用できるタブレット・パソコンが家にありますか。

	①ある(人数・%)		②ない(人数・%)	
男子	1834	41.1%	425	9.5%
女子	1793	40.1%	415	9.3%
計	3627	81.2%	840	18.8%

3. あなたは、自分のスマホ・ケイタイ電話を持っていますか

	①ある(人数・%)		②ない(人数・%)	
男子	872	19.5%	1376	30.8%
女子	1193	26.7%	1021	22.9%
計	2065	46.3%	2397	53.7%

7. スマホ・ケイタイ電話の使い方について家族でルールを決めていますか。

	①決めている(人数・%)		②決めていない(人数・%)	
男子	580	27.0%	347	16.2%
女子	808	37.6%	412	19.2%
計	1388	64.6%	759	35.4%

9. 写真や動画をラインやツイッターなどを利用して、友達に送ったことはありますか。

	①ある(人数・%)		②ない(人数・%)	
男子	385	8.9%	1799	41.5%
女子	719	16.6%	1429	33.0%
計	1104	25.5%	3228	74.5%

10. 写真や動画をネット上に投稿したことはありますか。

	①ある(人数・%)		②ない(人数・%)	
男子	81	1.9%	2093	48.2%
女子	156	3.6%	2008	46.3%
計	237	5.5%	4101	94.5%

11. あなたが写った写真や動画を無断でネットに投稿されたことはありますか。

	①ある(人数・%)		②ない(人数・%)	
男子	53	1.2%	2109	49.0%
女子	87	2.0%	2052	47.7%
計	140	3.3%	4161	96.7%

12. グループラインなどで嫌な思いをしたことがありますか。

	①ある(人数・%)		②ない(人数・%)	
男子	34	0.8%	2117	49.5%
女子	96	2.2%	2032	47.5%
計	130	3.0%	4149	97.0%

13. あなたはいくつのライングループにさんかしていますか。

	①参加していない(人数・%)		②1～3個(人数・%)		③4～8個(人数・%)		④9個以上(人数・%)	
男子	1753	40.4%	253	5.8%	113	2.6%	54	1.2%
女子	1320	30.4%	479	11.0%	263	6.1%	107	2.5%
計	3073	70.8%	732	16.9%	376	8.7%	161	3.7%

14. あなたのライングループに他の学校の生徒もさんかしていますか。

	①はい(人数・%)		②いいえ(人数・%)	
男子	199	4.8%	1882	45.0%
女子	392	9.4%	1710	40.9%
計	591	14.1%	3592	85.9%

15. ラインで、友達への悪口など見たことがありますか。

	①ある(人数・%)		②ない(人数・%)	
男子	107	2.5%	2037	47.6%
女子	190	4.4%	1945	45.5%
計	297	6.9%	3982	93.1%

16. スマホ・ケータイ電話などを使って、相手の許可なく撮影したことはありますか

	①よくある(人数・%)		②たまにある(人数・%)		③ほとんどない(人数・%)		④全くない(人数・%)	
男子	10	0.2%	39	0.9%	138	3.2%	1957	46.1%
女子	11	0.3%	63	1.5%	217	5.1%	1812	42.7%
計	21	0.5%	102	2.4%	355	8.4%	3769	88.7%

17. SNSなどで写真や動画、コメントを掲載した人に無断で他の人に送信したことはありますか

	①よくある(人数・%)		②たまにある(人数・%)		③ほとんどない(人数・%)		④全くない(人数・%)	
男子	5	0.1%	10	0.2%	55	1.3%	2101	48.7%
女子	7	0.2%	24	0.6%	110	2.5%	2005	46.4%
計	12	0.3%	34	0.8%	165	3.8%	4106	95.1%

18. スマホ・ケータイ電話をとおして、いじめなどの被害にあったことはありますか。

	①ある(人数・%)		②ない(人数・%)	
男子	13	0.3%	2148	49.7%
女子	37	0.9%	2122	49.1%
計	50	1.2%	4270	98.8%

21. スマホ・ケータイ電話のトラブルに巻き込まれたときに、誰に相談しますか。

	①親・兄弟	②友だち	③先生	④SNSで知り合った人	⑤その他	⑥相談しない
男子	1618	298	239	11	110	166
%	66.3	12.2	9.8	0.5	4.5	6.8
女子	1670	456	231	13	58	73
%	66.8	18.2	9.2	0.5	2.3	2.9
計	3288	754	470	24	168	239
%	66.5	15.3	9.5	0.5	3.4	4.8

※複数回答している児童生徒がいる

スマホ・ケイタイ電話に関するアンケート結果(沖縄市全体) (資料9)

1. ネットを利用できるタブレット・パソコンが家にありますか

	①ある(人数・%)		②ない(人数・%)	
男子	3798	42.5%	754	8.4%
女子	3683	41.2%	702	7.9%
計	7481	83.7%	1456	16.3%

3. あなたは、自分のスマホ・ケイタイ電話を持っていますか

	①持っている(人数・%)		②持っていない(人数・%)	
男子	2348	26.3%	2203	24.6%
女子	2833	31.7%	1560	17.4%
計	5181	57.9%	3763	42.1%

7. スマホ・ケイタイ電話の使い方について家族でルールを決めていますか。

	①決めている(人数・%)		②決めていない(人数・%)	
男子	1315	24.9%	1088	20.6%
女子	1713	32.4%	1170	22.1%
計	3028	57.3%	2258	42.7%

9. 写真や動画をラインやツイッターなどを利用して、友達に送ったことはありますか。

	①ある(人数・%)		②ない(人数・%)	
男子	1470	16.8%	2973	33.9%
女子	2200	25.1%	2118	24.2%
計	3670	41.9%	5091	58.1%

10. 写真や動画をネット上に投稿したことはありますか。

	①ある(人数・%)		②ない(人数・%)	
男子	533	6.0%	3928	44.6%
女子	867	9.8%	3484	39.5%
計	1400	15.9%	7412	84.1%

11. あなたが写った写真や動画を無断でネットに投稿されたことはありますか。

	①ある(人数・%)		②ない(人数・%)	
男子	269	3.1%	4153	47.6%
女子	518	5.9%	3791	43.4%
計	787	9.0%	7944	91.0%

12. グループラインなどで嫌な思いをしたことがありますか。

	①ある(人数・%)		②ない(人数・%)	
男子	127	1.5%	4264	49.1%
女子	371	4.3%	3928	45.2%
計	498	5.7%	8192	94.3%

13. あなたはいくつのライングループにさんかしていますか。

	①参加していない(人数・%)		②1～3個(人数・%)		③4～8個(人数・%)		④9個以上(人数・%)	
男子	2551	29.1%	724	8.3%	715	8.2%	408	4.7%
女子	1763	20.1%	867	9.9%	1009	11.5%	715	8.2%
計	4314	49.3%	1591	18.2%	1724	19.7%	1123	12.8%

14. あなたのライングループに他の学校の生徒もさんかしていますか。

	①はい(人数・%)		②いいえ(人数・%)	
男子	952	11.1%	3351	39.2%
女子	1412	16.5%	2835	33.2%
計	2364	27.6%	6186	72.4%

15. ラインで、友達への悪口など見たことがありますか。

	①ある(人数・%)		②ない(人数・%)	
男子	486	5.6%	3926	45.0%
女子	888	10.2%	3430	39.3%
計	1374	15.7%	7356	84.3%

16. スマホ・ケータイ電話などを使って、相手の許可なく撮影したことはありますか

	①よくある(人数・%)		②たまにある(人数・%)		③ほとんどない(人数・%)		④全くない(人数・%)	
男子	79	0.9%	299	3.4%	611	7.0%	3396	38.9%
女子	81	0.9%	396	4.5%	855	9.8%	3017	34.5%
計	160	1.8%	695	8.0%	1466	16.8%	6413	73.4%

17. SNSなどで写真や動画、コメントを掲載した人に無断で他の人に送信したことはありますか

	①よくある(人数・%)		②たまにある(人数・%)		③ほとんどない(人数・%)		④全くない(人数・%)	
男子	59	0.7%	181	2.1%	419	4.8%	3768	43.4%
女子	73	0.8%	271	3.1%	555	6.4%	3350	38.6%
計	132	1.5%	452	5.2%	974	11.2%	7118	82.0%

18. スマホ・ケータイ電話をとおして、いじめなどの被害にあったことはありますか。

	①ある(人数・%)		②ない(人数・%)	
男子	68	0.8%	4329	49.9%
女子	95	1.1%	4182	48.2%
計	163	1.9%	8511	98.1%

21. スマホ・ケータイ電話のトラブルに巻き込まれたときに、誰に相談しますか。

	①親・兄弟	②友だち	③先生	④SNSで知り合った人	⑤その他	⑥相談しない
男子	2915	1026	353	26	162	422
%	59.4	20.9	7.2	0.5	3.3	8.6
女子	2993	1376	303	40	80	197
%	60	27.6	6.1	0.8	1.6	3.9
計	5908	2402	656	66	242	619
%	59.7	24.3	6.6	0.7	2.4	6.3

※複数回答している児童生徒がいる

今回の事案の主な問題点について(再掲)

(資料10)

○5月事案について

問題点及びそれに対する意見
<p><学校></p> <p>① いじめ重大事態であると速やかに判断し、迅速に対応できなかったことが、1月事案が起こった際の迅速な初期対応ができなかったことと関連している。</p> <p>② 当該学年以外の教員がいじめ動画を見ていなかったこと、PTA 役員への説明がなかったこと、保護者説明会が行われなかったこと。</p> <p>【意見】学校の危機管理体制の在り方を再検討する必要がある。</p> <p>③ 初期対応の時点において、被害生徒保護者の意向を尊重しすぎたために警察への連絡等、迅速な対応ができなかった（1月事案についても同じ）。</p> <p>【意見】被害生徒の保護者の意向を受け止めつつも、学校・教育委員会として重大事態として認識し適切に対応する必要があった。</p>
<p><教育委員会></p> <p>① 学校と同じく重大事態であるという認識を持っていなかった。そのため、学校への適切な指導がなされなかった。</p>

○1月事案について

問題点及びそれに対する意見
<p><学校></p> <p>① いじめ動画が拡散しサイト運営会社に削除要請を行うが、動画の削除を完全に行うことはできなかった。インターネット上に投稿された動画等の個人情報とは完全に消すことはできない。</p> <p>【意見】この件については、迅速な初期対応が非常に重要である。保護者及び児童生徒に対してスマホ・ケイタイ電話等でのインターネットへの投稿が個人の基本的な人権を侵す危険なものであるかを認識させる取り組みが求められる。</p>
<p><教育委員会></p> <p>① いじめ重大事態の判断は比較的速やかに行われていたが、学校・教育委員会からの報道機関に対してのコメントが、適切で誤解のないような表現となっていなかったことは、その後の対応に大きな混乱をもたらす結果となった。</p> <p>② 調査委員会の設置など、いじめ防止基本方針に基づいた対応への遅れがあった。</p> <p>【意見】重大事態の判断と同時に調査委員会の設置を視野に入れた対応（報道機関への説明や手続きの検討など）は進める必要があった。</p> <p>③ 当初、調査委員会を当該中学校に設置する方向で検討していたことの認識の甘さや、調査委員会の設置に関しては、いじめ重大事態が起こってから委員の人選を行い委員会を立ち上げたところに問題があった。</p> <p>【意見】今後は常設の調査委員会を設置し、迅速な調査が行われるような体制づくりを行う必要がある。</p>